

【可立】【立可】 其過也可立而待也。(孟子)

百萬之衆可立具也。(通鑑漢高紀)

兵交城下危亡可立而待也。(袁紹傳)

功業可立就。(韓文柳墓誌)

危削滅亡可立待也。(韓詩外傳)

○嬰兒在股掌之上絕其哺乳立可餓殺。(後袁紹傳)

比於連雞勢不俱棲立可離也。(後呂布傳)

或勸張象謁國忠曰見之富貴立可圖。(通鑑唐紀)

既是士人護惜鄉里若令招募立可成軍。(韓文事宜狀)

【可立】【立可】義理にかはるとなし、文字のつりあひに因りて、置處違ふとなり、立可ニ無殺と書くべき答を可立無殺と書けば、何とやら不穩當なり、強ひて義理をつくべからず、

【可更】【更可】 一魚不周坐席可更得乎。(後左慈傳)

子明日可更來。(後費長房傳)

憲宗謂鄭餘慶曰涵卿令子而朕直臣也可更相賀。(唐書鄭沖傳)

○更可轉詢知禮之士庶不誤耳。(朱答三陳明仲)

【可大】【大可】 君子不可小知而可大受也。(論語)

既誠矣必充之使可大焉。(曾文)

可大委任也。(前鮑宣傳)

○其心有大可誅者。(書法世三)

豈非大可笑。(朱語八十七)

不亦大可疑乎。(吳文正○元文類)

不亦大可哀乎。(王陽明縣學記)

【可且】【且可】 物海鹽池可且勿禁以救民急。(前平當傳)

今可且因日食斥罷宦官以塞天變。(後費武傳)

愈終狂疏可且內移。(韓文公傳)

病中不宜思慮凡百可且一切放下。(朱答黃子耕書)

今既同志且可各試所能登乃禁溪水爲不流。(後徐登傳)

其餘且可從舊。(象山學要五)

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可大】【大可】も、有大、大有の例にて準じ知るべし、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可且】【且可】は、可の字のかゝり所同じからず、便可、違可の類と參考して可なり、

【可年】【年可】【可長】【長可】【可高】【高可】 主人延客可年五十儀觀甚偉。(墨莊漫錄)

見二青衣可年八九歲顏貌端正。(歸元直指)

○京師有釋杯渡者見時可年四十許。(法苑七十六)

和尙可年九十許眉長鼻高狀如西僧。(法苑五十二)

○黃安年可八十餘視如童子。(齊諧記)

女子於口中吐出一男子年可二十三(齊諧記)

一小兒青衣年可七八歲。(宋書王懿傳)

○有二赤蛇可長二尺(風俗通)

白頭公可長四五尺(風俗通)

長安故宮闕前有唐肺石尙在可長八九尺形如垂肺。(參差錄)

變畫草有類芭蕉可長三尺而一莖千葉。(墨莊漫錄)

○得一死男手足完具色黑長可尺許(三國志華佗傳)

○銅像一軀可高丈餘(洛陽伽藍記)

有銅像一軀可高尺餘(法苑七十一)

○過陳氏園看杜鵑花花高可十五尺餘(徐文長集)

可の字の上下甚だかはることなし、可年とあるは、可を主にして、年いくつばかりと云ふこと、年可とあるは、年を主にして、年はいくつばかりと云ふこと、主客の別あり、その内、可年と用ゐることは稀なり、可長、可高も、此の例にて知るべし、

【可皆】【皆可】 赦前犯死罪而繫在赦後者可皆勿答詣金城以全人命。(後郭躬傳)

凡詔命制書奉事上書諸稱燕王者可皆上平(三國魏志四)

○常道人皆可守權非體道者不能用也(離婁註)

孝子弟貞婦皆可得而察焉(喪服四制)

此れも可獨、獨可の例とあはせ案ずべし、たとへば滿坐に賓客のあるに、一人ものこらずみなかへるやうにと云ふときは、可三皆歸とかくべし、人々に對して、何れもかへるべしと云ふときは、皆可歸とかくべし、

【可盡】【盡可】 三家未睦可盡克也(左定十三年)

凡是軍人可悉屬州縣(隋文帝紀)

傳聞何可盡信(歐陽)

安可盡以爲據乎(困知記)

池塘魚藕之利可盡取以資國用(淵源錄十二)

○北司未必盡

可カ信シ南ナ司シ未ズ必ズ盡ス無カ用カ（通鑑唐七十） 若レ一レ處消了ス百レ處盡可レ消ス（陸語錄）

此れも可皆、皆可の例と同じき断りなり、

【可但】【但可】 當立大功豈可但爲亡虜邪（豐建德言○鑑略紀） ○但可略釋文義名物而使學者自求之（朱文）

此れも可且、且可の例にてしるべし、

【可甚】【甚可】 豈可甚過也（中孚傳） 茅雖至薄之物然用之可甚重（大過卦傳） ○甚可怪也（後光武紀） 甚可痛哉（柳文書） 不亦甚可惜哉（大蘇策略） 不亦甚可愧乎（小學集成五） 歲月如流甚可憂懼（朱答呂書）

此れも可大、大可の例にてしるべし、

【可猶】【猶可】 何可猶作舊意非理望也（梁書徐陵傳） ○來者猶可追（論語） 門庭之閒猶可誣欺焉（荀子非相） 蓋惟此猶可以屬思爾（歸田錄）

【可猶】【猶可】も、不猶、猶不と同じき断りなり、

【可是】【是可】 西風可是無拘束一路吹香直到家（詩格周鼎臣桂花） ○是可忍也孰不可忍也（論語） 得於所傳者蓋如是是可盡信乎（歐春秋論） 是可不謂難矣乎（朱子臨壘記）

【可是】【是可】此れは不是、是不と同例なり、【可是】と云ふは、俗語なり、文章には用ゐず、【是可】は、しれたる通りなり、

【可從而可】【從而可】 心既正而後天下之事可從而理也（離婁集註） 量上之用而去其浮是

大費可從而減也（曾文上三歐陽書） ○其所立所行從可知矣（歷文公大全） 是以由其威儀一於外而心如結於內者從可知也（詩集傳陽鳩） 以天下觀天下亦從而可知之矣（邵子伊川集序） 銅斛之尺從而可知矣（律呂新書）

此れも立可、可立と同例にて、義理にかはることなし、詞のつりあひ、作者の料簡にて、所々同じからず、強ひて異義を求むべからず、

【可一戰】【一戰可】 袁喬曰李勢無道臣民不附可一戰擒也（通鑑晉穆帝紀） 以逸待勞可

一戰而克（通鑑宋高祖王紀） 王晏球曰王都輕而驕可一戰擒也（通鑑五代紀） ○今者誠能治其五敗

則一戰可定四支可生（杜牧集戰論）

【可一舉】【一舉可】 人畜乏食可一舉而定（通鑑宋武帝紀） ○併力擊之一舉可滅（通鑑唐紀二）

養威伺釁一舉可滅也（通鑑唐紀七） 俟天下既平然後伺閒一舉可擒也（通鑑後周三）

【可一日】【一日可】 粟米布帛生於地長於時聚于力非可一日成也（昆錫貴粟書） 千載之

功可一朝而成也（前漢陳湯傳） 嘯咏指竹曰何可一日無此君（晉書王徽之傳） 諫爭之臣人主之耳

目也安可一日無之（司馬公集遺表） 天下安可一日無重臣也（小蘇策） ○退之宜更思可爲速爲

果卒以爲恐懼不敢則一日可引去又何以云行且謀也（柳文） 夫戰非一人可爲亦非一日可

了（衍義補百廿六）

右三箇條、立可、可立の例にて、いづれも文勢によりて同じからず、義理に甚だかはることなし、その内、【一日可】と【可一日】とは、やや趣あり、

【可字雜格】下土有壅滯之士、國朝無專貴之人、此變之善、可遂行者也、(仲長統昌言) 凡十八九州、尚、可四五萬人、不耕而食、(歐文上通進司書) 天地設位、而易行乎其中、豈可只以今之易書、爲易乎、(程遺書十二) 大匠豈以一斧可知哉、(橫渠易說) 夫豈別有一物、限於一時、拘於一處、而可以謂之中哉、(朱與張書) 以今月十五日、可集白馬寺、(法苑六十八) 爲人方嚴剛峻、可望而知其爲莊士、(唐荆川集萬古齋傳)

論語に有「一言而可」以終身行之者乎とあり、大學或問に、豈所謂終身可レ行之徳哉とあり、論語の詞を直に用ゐて、可の字を終身の字の下に用ゐたるは、論語は終身行レ之と云ふ字をつゞけて、それに可の字を加へたるなり、此れをつゞめて四字一句に用ゐるときは、或問の通り、可の字を終身の字の下におくべし、

有字格凡二十二條

【有以】【以有】 果有以異於人乎、(孟子) 不啻乎愛之理、而有以全其心之德也、(微子註) 聖人有以見天下之動、而觀其會通、以行其典禮、(易系辭) 外有以極其規模之大、而內有以盡其節目之詳者也、(大學序) ○聰明睿知、足以有臨也、寬裕溫柔、足以有容也、發強剛毅、足以有執也、(中庸) 性、亦人之斗極也、以有自見也、則不失物之情、無以自見、則動而惑、(淮南子齊俗訓) 不可以有行也、(革卦傳)

【有以】とあるは、以の字下へつゞく、【以有】とあるは、有の字下へつゞく、淮南子の以有、下の例(無以)を以てみる時は、有以なるべし、恐らくは刊意の誤りならん、

【有一】【一有】 有一於此、未或不亡、(五子之歌) 卿士有一于身、家必喪、(伊訓) 厮與之卒、有一不

備而歸、雖得越王之首、臣猶羞之、(淮南王上書) 幸而有一不惑者、方艱然怒曰、佛何爲者、吾將操戈而逐之、(歐本論) ○於是而不得一有所爲、此孟子所以不能無不豫也、(公孫丑註) 一有聰明睿知、能盡其性者、出於其閒、(大學序) 人心一有所欲、則離道矣、(夫卦傳) 一有不幸、尤當仗大節、(袁州學記)

【有一】とあるは、一つの何か有ると云ふも、有二人、有一事と云ふがごとし、【一有】とあるは、一つも何かあると云ふも、一人有るは、一物有る間と云ふがごとし、甚だ差別なれども、辭のさし所となり、その上【有一】とあるは、さしつけたる辭なり、【一有】とあるは、うたがふ辭なり、勸辨すべし、

【有一闕】【一有闕】 數義錯綜、其義始備、此四者之所以更相爲用、而不可有一闕焉者也、(泰伯大全) ○凡是十者、皆陛下所當警動、自新而不可一有闕焉者也、(朱己酉封事)

此れも上の例にておすべし、

【有大】【大有】 精一自新、有大過人之才、(近思錄) 古之人、其才非有大過今之人也、(大縣稼說) 必將有大不滿於明公者、(朱書) 其平生言行、必有大不相副者、(朱答韓書) 於人情亦有大不安者矣、(檀文獻郊社考) 不然、則聖心於此、又有所大不安也、(皇明疏抄夏言廟制疏) ○將大有爲之君、(孟子) 大有年、(春秋) 元吉在上、大有慶也、(易象) 大有所發明、(王禮記) 是大有功于名教也、(范文正) ○一作「有大」

【有大】【大有】是れも差別あきらかななり、【有大】と云ふは、大なるとあるなり、有三大勳勞、有大過一と云ふがごとし、是れなり、【大有】は、大にあるとなり、大有年、大有爲等に於てしるべし、小有、有小有、同じきとなり、合せ考ふべし、

【有終】【終有】 本心之明、有終不得而息者、(集註藤文公) 天下之真是真非、則有終不可誣者矣、(朱與三陳侍郎書) 其秉彝之善、有終不可得而殄滅者、(朱讀大事紀) 蓋天下之至寶、有終不得而閱者、(貝瓊楊鐵崖集序) 皇明文則 ○其爾之休、終有辭於永世、(書君陳) 天理一點之明、終有不可息滅者、(藤文公大全) 我欲同而彼自異、終有不可得而同者矣、(朱答趙提舉書) 天理之在人心、終有所不可泯、(陽明答二東橋一書)

【有終】【終有】 是れも有大、大有と同じき例なり、有終不得而息者と云ふが如きは、終不得而息者と云ふ六字一ついきなり、その上に有の字を加へたるものなり、終有不可得而同者と云ふが如きは、有不可得而同者と云ふ七字一ついきなり、その上に終の字を加へたるものなり、大抵文字は、字のつゞくとつゞかぬとにて、上下の差別あり、【有終】は、畢竟義理の甚だちがびたるものなり、

【有如】【如有】 言行氣象有似之者、(孟註) 蕞爾國敢圖王人、有如不幸、固吾死所也、(唐莊僖傳) 東野之役、於江南也、有若不憚然者、(韓文) ○如有王者、必世而後仁、(論語) 如有政、雖不吾以、吾其與聞之、(論語) 如有不幸、祠以中牢、(後江革傳) 如有不虞、多益爲累、(後班超傳言兵) 如有不信、試爲明公略陳其要、(後鄭太傳)

是れも上の諸法と同じきとなり、【有如】は、ことくなるものなり、【如有】は、あるがごときなり、詳かにするとまたず、處に因りて、【有如】のもしあると云ふ義になることあり、

【有敢】【敢有】 昔秦攻齊、合有敢去、柳下季、釁五十步而樵採者、死不赦、(戰國策) 露固尸於四衢、令有敢臨者、加其罪、(後李因傳) 一錢已上、皆籍於三司、有敢擅用、謂之自盜、(蘇轍○衍義補百廿九) 舉朝相顧、莫有敢以變異爲言、(朱李泰議序) ○敢有恆舞于宮、酣歌于室、時謂巫風、(書伊訓) 予曷敢有越厥志、(太誓) 敢有不從、以怒君心、(左襄三年) 今此在下之民、或敢有侮予者乎、(公孫丑註)

大將軍忠臣、敢有毀者、坐之、(漢霍光傳) 敢有賊害者、辜同大逆、(後漢書) 敢有私復讎者、皆族之、(三國魏志文帝紀) 楊州兵敢有過六合者、斷其足、(宋史太祖紀) 是れも有大、大有の例のことし、

【有能】【能有】 有能一日用其力於仁矣乎、(論語) 有能典朕三禮、(書舜典) 有能歲輸穀六十斛、入僧曹者、卽爲僧祇戶、(魏宋明紀) 天下固有能辨其事者矣、(大蘇發光論) ○爾尙一乃心力、其克有勳、(書大禹謨) 蹇極之時、見大德之人、則能有濟於蹇也、(易蹇卦傳) 爲善者不改其度、故能有濟也、(左昭四年) 能有所毀譽、(後皇后紀) 羣臣失色、莫能言者、(世說三) 太宗知守之之難、所以能有終也、(唐鑑) 懷價而來、能有得其欲乎、(柳文鐵爐步記) 彼其能有所忍也、然後可以就大事、(東坡留侯論)

是れも上の有敢、敢有と同じき例なり、

【有必】【必有】 蓋循其序、而勢有必至耳、(詩齊風朱傳) 人倫有禮、朝廷有法、自惟至熟、有必不可者、(稽康絕交論) 夫私者有必不能無者也、(李空同) ○必有所不召之臣、(孟子) 孝子仁人掩其親、亦必有道矣、(孟子) 洒掃應對、是其然、必有所以然、(子孟註)

【必有】は、きこえたる通りなり、【必有】とあるは、必ずすることがあると云ふ意なり、

【有復】【復有】 誰敢有復盡忠而與謀其國者哉、(胡傳哀三) 王太子令敢有復言者、斬、(宋書元凶劾傳) ○所乘者剛、而上復有重剛、(巽卦傳) 卒之多寡、復有不齊、(衍義補百廿四) 既謂之本、則此上無

復有物矣。(朱答李伯謙書)

【復有】は、きこえたる通りなり、【有復】は、またするところあると云ふ意なり、有必、必有と同じき例なり、

【有各】【各有】 見一陰一陽有各生一陰一陽之象。(易乾卦本義) 雖時有各異何妨誓作並頭。(怡情小品錢永基梅聘海案啓) ○非惟三子人各有所長。(難也註) 天數五、地數五、五位相得而各有合。(易繫辭)

【有實】【實有】 就使其說有實非吾儒之所及者、是乃所以過乎大中至正之矩。(朱答汪尚書) ○愈今者實有類於是。(韓文書)

【有既】【既有】 前日所講蓋有既開其端而未竟者。(朱南岳記) ○凡此五者皆身與物接所不能無而亦既有當然之則矣。(大學或問) 既有以消其怙恃之心、又有以弭其憤恨之意。(陽貨直解)

此の二條も、上の復有、有復の例と同じきなり、

【有時】【時有】 有時而昏。(章句) 雖或有時盛衰大抵常爲邊患。(范文正集論夷狄) ○雖言者時有中否而聖慈每賜優容。(歐文烈子) 元氣在則雖時有隕蝕竊溢之變、而終不易乎常運。(徐有貞〇皇明文則)

【有略】【略有】 又有略知二者之當務。(大學或問) 士人亦有略知向者。(性理大全五十五) 人之所見、

【有便】【便有】 上蔡云敬是常惺惺法、此言得之但不免有便以惺惺爲仁之意、此則未穩當耳。(朱答游誠之書) ○安得便有吉凶乎。(易革卦傳)

【有今】【今有】 韓愈論王庭湊曰、自祿山思明以來、至元濟師道、其子孫有今尙存者乎。(慶曆穆宗紀) ○今有殺人者。(孟子) 今有人日攘其鄰之鷄者。(孟子)

右三格も、上の諸格と同じき例なり、詳かにするに及ばず、

【有何】【何有】 自責不知己有何罪耳。(孟子註) 及吾無身、吾有何患。(老子) 夜中有聞女子稱冤之聲、恫况曰、有何枉狀、可前求理乎。(後王傳傳) 有何面目立於天下、遂歐血而死。(後趙傳) 又有何關涉耶。(朱答廣書) ○何有於我哉。(論語) 奚有於是、亦爲之而已。(孟子) 庶子當輔太子、以正道、何有取媚於房帷之間哉。(靈隋文紀)

【有誠】【誠有】 凡言二百年文武事、多有誠如此者。(柳與韓書) ○王曰、然誠有百姓者。(孟子) 言發惻痛誠有由然。(三國志) 劉項之勢、初若決河、順流而下、誠有可喜。(老蘇上韓書)

【有所必】【必有所】【所必有】 地有所必據、城有所必守、而不可以棄焉者也。(胡傳襄二) 臣又知、

【有誠】は、誠なることがあるなり、【誠有】は、誠にあるなり、

【有所必】【必有所】【所必有】 地有所必據、城有所必守、而不可以棄焉者也。(胡傳襄二) 臣又知、

【有誠】は、誠なることがあるなり、【誠有】は、誠にあるなり、

【有所必】【必有所】【所必有】 地有所必據、城有所必守、而不可以棄焉者也。(胡傳襄二) 臣又知、

【有誠】は、誠なることがあるなり、【誠有】は、誠にあるなり、

【有所必】【必有所】【所必有】 地有所必據、城有所必守、而不可以棄焉者也。(胡傳襄二) 臣又知、

【有誠】は、誠なることがあるなり、【誠有】は、誠にあるなり、

【有所必】【必有所】【所必有】 地有所必據、城有所必守、而不可以棄焉者也。(胡傳襄二) 臣又知、

【有誠】は、誠なることがあるなり、【誠有】は、誠にあるなり、

【有所必】【必有所】【所必有】 地有所必據、城有所必守、而不可以棄焉者也。(胡傳襄二) 臣又知、

【有誠】は、誠なることがあるなり、【誠有】は、誠にあるなり、

【有所必】【必有所】【所必有】 地有所必據、城有所必守、而不可以棄焉者也。(胡傳襄二) 臣又知、

【有誠】は、誠なることがあるなり、【誠有】は、誠にあるなり、

【有所必】【必有所】【所必有】 地有所必據、城有所必守、而不可以棄焉者也。(胡傳襄二) 臣又知、

【有誠】は、誠なることがあるなり、【誠有】は、誠にあるなり、

【有所必】【必有所】【所必有】 地有所必據、城有所必守、而不可以棄焉者也。(胡傳襄二) 臣又知、

【有誠】は、誠なることがあるなり、【誠有】は、誠にあるなり、

【有所必】【必有所】【所必有】 地有所必據、城有所必守、而不可以棄焉者也。(胡傳襄二) 臣又知、

【有誠】は、誠なることがあるなり、【誠有】は、誠にあるなり、

陛下有所不能矣。(賈誼傳) 庶乎其不可敗而有所必勝矣。(大蘇) 其事有所必不可聽則專行而不顧。(小蘇策) ○必有所不召之臣。(孟子) 夷子學於墨氏而不從其教其心必有所不安者。(滕文公註) 非以爲一與事接而必有所偏。(大學或問) 君子之所取者遠則必有所待所就者大則必有所忍。(大蘇買論)

【有所必】と云ふは、必ず何する所があること云ふ意にて、必の字下へかゝる、それに有所を加へたるなり、【有所必】とあるは、必ず有ると云ふ意にて、有所の字下へつゞく、それに必の字を加へたるなり、有必、必有と同例なり、【所必有】とあるは、きこえたる通りなり、

【敢有所】【有所敢】 弟子敢有所謂先生將何以教。(列子) 臣不敢有所據。(後杜篤傳) 固無復敢有所言。(朱劄子) 非敢有所優劣也。(文章辨體凡例) ○阜陶之法有所傳受非所敢私。(盡心註)

此の二格の差別、有敢、敢有の例にて推すべし。

【有字雜格】 以此坊民民猶有自獻其身。(坊記) 亦思古人有嘗遭此而善處者以自勵焉。(詩

綠衣注) 士大夫往往有自漢興至亡不孺一命者。(魏五代漢紀) 昔之聖者其首有若牛者其

形有若蛇者其喙有若鳥者其貌有若蒙俱者。(韓文選說) 其他在法度中甚有可爲者。(近思錄十)

天下之理有甚快於予心者其末必有傷。(張來齋戒) 且事有決不可欺者。(大蘇策) 有所穆然深

思焉有所怡然高望而遠志。(史孔子世家○按有所字、當在然字下、今者在レ上者、變格也)

無字格凡十四條

【無一】【一無】 無一人在者。(墨唐紀) 衆感激皆戰死無一生還者。(續綱目二) 日積月累無一而

非失人心之事。(魏節要呂中) 羣臣在廷無一犯顏回慮者。(唐柳宗元○行義) 其視世事若無一可以

動其心者。(歐文王質碑) 心志洞然無一蔽惑。(行義廿一) 列五味而不能調和食之於口無一可愜

(張來書) ○其餘宮館一無所毀。(後劉支傳) 一無所受。(晉成紀) 壁記遺文一無在者。(朱跋) 深居

端坐而一無所事也。(王陽明書)

【無一】【一無】理にかはるとなし、【無一】は、一の字下へかゝる、一の不自然なしと云ふがごとき是れなり、【一無】は、無の字下へかゝる、一も所レ受なしと云ふがごとき是れなり、一の、一も、と云ふてには合點すべし。

【無必】【必無】 鈞之死也無必假手於武王。(晉語) 張純奏請封禪乃命石工取完青石無必五色。(靈漢光武) ○西夏覺難事必無成。(靈宋順帝紀) 魏徵曰先太子早從徵言必無今日之禍。(靈唐

紀七) 罪止一人必無連坐。(靈鑑紀) 克用必無以拒也。(靈信紀)

此れも不必、必不の例にておし知るべし、【無必】は、決定したる詞なり、【無必】は、決定せざるとなり、

【無欲】【欲無】 無欲速無見小利。(論語) 人能充無欲害人之心而仁不可勝用也。(孟

子) 子貢工夫未到此田地如今便說無欲加諸人故夫子謂非爾所及。(語類) 此章正在

欲字上不欲時便是全然無了這些子心。(語類) ○我不欲人之加諸我也吾亦欲無加諸

人。(論語) 予欲無言。(論語) 夫二子者或較之或推之欲無入得乎。(左襄十四年) 子貢言欲

無加之於人。(集註) 子貢工夫欲無些子心。(語類)

此れも不欲、欲不と同じきにて、【無欲】は、欲するとなきと、【欲無】は、なからんと欲すると、義しれたる通り各別なり、子貢の吾亦欲無加諸人と云ふは、いましめずして自然にかくのごとくになりたると云ふとなり、それゆゑ夫子かくの玉ふ、集註の意にては、無欲と云ふ意にて、自然に欲せぬと云ふとなり、それにては、子貢の自負になりてあし、

【無毫】【毫無】 朝廷費錢八十萬緡而無絲毫所獲(通鑑唐文紀) ○雖不見是而毫無悶焉(明熊希齡)
(四書正義) 大王之入武關秋毫無所害(通鑑漢紀) 賀若弼號令嚴肅秋毫不犯(通鑑隋紀) 尹焞內
 外淳備毫髮無玷(潛潭錄二) 五者分布于天下而毫無滲漏(郭解元文心錄行五者義) 精深華妙置之
 唐人毫無愧色(詩數續)

【無毫】(毫無)義理の差別なし、辭の接斷、句の長短、上下のつり合にて、書法かはる、その上、毫の字は、少と云ふとなれとも、畢竟
 秋毫と云ふとにて、實字なり、其れ故、上より讀み下して、毫と云ふときは、毫無と書きても、通することゝ見えたり、

【無以】【以無】 不學詩無以言(論語) 不學禮無以立(論語) 不知命無以為君子也(論語) 心有
 不存則無以檢其身(大學章句) 三者廢其一則無以造道而成德矣(中庸章句) ○可以取可以
 無取(孟子) 可以與可以無與(孟子) 可以死可以無死(孟子) 修好於諸侯以無忘齊桓之德
(左傳十九) 札雖不才願附子藏以無失節(左傳十四) 軍得以無饑渴(漢書)

【無以】は、きこえたる通りなり、【以無】とあるは、無の字下へかゝる、その差別辨ずるとを待たず、

【無復】【復無】 且為最初用工之地而無復上文語緒之可尋也(大學或問) 學者所見無復全經
(荆公周禮序) 建巳之月為純陽不容都無復陰也(西京雜記) 建亥之月為純陰不容都無復陽
(西京雜記) 是時諸國無復租祿(後學明八王傳) ○以柔居尊下復無助(復卦傳) 因敵為資復無
 所得此危道也(晉綱目) 不識父兄禮義之教復無慷慨感榮之氣(唐文紀) 古禮於今既無所
 施而其所制儀復無吉凶之辨(朱答三程正思書)

【無復】(復無)の別も、不復、復不と同じき事なり、重ねて解するに及ばず、

【無使】【使無】 無俾世迷(太甲上) 其務在均平無令枉刻(後漢明紀) 吏敬厥職無令愆墮(後漢
 明紀) ○必也使無訟乎(論語) 莒子重賂之使無死(左傳廿三年) 富如布帛之有幅焉為之制
 度使無濫也(左傳廿八年) 正德以幅之使無黜媿(左傳廿八年)

【無使】(使無)も、不使、使不と同じき例なり、主客の違ひなり、

【無能】【能無】 居坎險之中無剛陽之助故無能濟之義(易妻卦傳) ○法語之言能無從乎(論語)
 能無懼而已矣(孟子)

【無能】(能無)は、不能、能不と同じきとにて、【無能】は、なきとをよくなるなり、

【無得】【得無】 民無得而名焉(論語) ○乃得無咎(易本義)

【無得】(得無)は、その差別あきらかななり、その内【得無】の下に乎の字の應あれば、うらになりて、無きとを得んや得るといふ意なり、

【無乃】【乃無】 居簡而行簡無乃大簡乎(論語) ○國待蓄積乃無憂患(仲長統昌言)

【無乃】(乃無)是れも上の無得、得無と并せみるべし、【乃無】は、しれたる通りなり、【無乃】は、又は毋乃とも書きて、乃ちなにする
 となからんやと、下に乎の字ありて、うらになる、古來の訓に、無乃の二字をむしろとよむはあたらず、

【無亦】【亦無】 無亦唯一矢以相加遺焉用樂(左成十二年) 詩曰無念爾祖聿脩厥德無
 亦盥乎(左昭廿三) 公子無亦晉之桑嘉是以甘食(晉語) ○注、無亦、不亦也

其閒得無亦有關文疑

義者乎(朱說) 得無亦有取於斯乎(朱書僖昭後) ○士也亦無王命而私受之於子則可乎(孟子)

其亦無能為也已(左昭廿二年) 無責於人亦無責焉(莊山木)

【無亦】は、上の無乃の例のごとし、反語なり、「亦無」は、解するに及ばず、

【無非】【非無】 所謀者無非（王猷夏之事（公治長註）） 凡聖人之所以爲經紀爲名物無非道者（柳文守道論） ○非無萌穽之生焉（孟子） 當此時也世非無深慮知化之士也（過秦論上） 家屬從之非無罪者（續藏書）

【無非】【非無】 差別明白、解するに及ばず、

【無甚】【甚無】 革而無甚益猶可悔也（革卦傳） 但前說又無甚意味耳（朱答三石子重書） 卻覺無甚綱領（朱答張欽夫書） 徐王府又取閣本刻於木板無甚精彩（石林燕語） ○甚無謂矣（王梅溪）

【無一不】【無不一】 夫無一不然者一之至也（詩說約九蘇傳） 亡國敗家之事靡一不舉（歷朝捷錄唐紀） 燕私之言無一不可道於外者（朱文九十） 本末巨細無一不舉（朱書） 幽明之閒無一不得其理（陽明書） 以仁爲體則無一物不在所愛之中（衍義補百五十七） 日月之代明四時之錯行鬼神之顯微聖人無一而不與之合焉（衍義補百五十七） 無一而不各止其所焉（衍義補百五十八） ○諸將膽氣益壯無一當百（靈漢紀） 春秋之文莫不一意在示人（程遺書十七） 一賞罰一號令一舉動無一不切出於威（老蘇奏劄論） 莫不一出乎人情（曾文序） ○莫不一出乎人理（曾文序） 聖人莫不一一致詳焉（五經翼） 莫不一一繫於正月（衍義補百五十八）

此れも上の一無、無一の例にておすべし、不の字下の字につくとときは、無の下に在り、不の字無の字につくとときは、一の上

字注自ら然り、義理甚だことならず、

莫字格凡十條

【莫以】【以莫】 有司莫以告（孟子） 公縱姦惡莫以爲咎（後何微傳） 臣司狃恩莫以爲負（後陳忠傳） 頃者以來莫以爲憂（後陳忠傳） ○俾爾多益以莫不庶（詩小雅天保篇） 天保定爾以莫不興（詩小雅天保篇） 如川之方至以莫不增（詩小雅天保篇） 胡然已逝以莫不悲（楊一清韓忠定墓誌） 願治之君志學之士皆不可以莫之考也（衍義補八十朱子）

莫字格凡十條

【莫非】【非莫】【莫而非】 莫非命也順受其正（孟子） 興亡之端莫非自己致者（曾序） 古之教人莫非使之成己（近思錄） ○天子諸侯非莫耕也王后夫人非莫蠶也（祭統） ○萬方億兆皆享太平之福何莫而非自人君一身建極始哉（衍義補百五十八） 凡百舉措何莫而非歐民者哉（綱目廣義元紀） 諸侯之事何莫而非王之事（黃省曾○國朝文憲）

【莫非】【非莫】 此れ亦注するに及ばず、何莫而非とあるは、文章の内たまゝあるとなり、莫非の間に一の而の字を入れて、やすめ字とするなり、

【莫之一】【莫一之】 莫之禦而不仁是不智也（公孫丑） 吾先君亦莫之行也（滕文公） 莫之爲而爲者天也莫之致而至者命也（萬章） 民之訛言寧莫之懲（詩小雅） ○愛莫助之（詩大雅） 乍愚乍智時莫識之（周書李順興傳）

用字格 莫以 以莫、 莫非 非莫、 莫而非、 莫之一 莫一之、

莫我— 莫能— 予 莫我知也夫 (論語) 則莫我敢承 (詩經) 夫子生當天下亂莫予宗之 (文中子世家) ○嘉瑞既應而天下莫能宗 予 (趙仿○五經翼) 天下無道久矣莫能宗 予 (孔子世家)

【莫之】とあるは、之の字輕し、莫識之のこときは、之の字重し、

【莫我—】【莫能—予】 莫我知也夫 (論語) 則莫我敢承 (詩經) 夫子生當天下亂莫予宗之 (文中子世家) ○嘉瑞既應而天下莫能宗 予 (趙仿○五經翼) 天下無道久矣莫能宗 予 (孔子世家) 我の字のあり所、上下の別あり、此れも上の例を以て推すべし、

【莫之或—】【莫或—之】 雖使五尺之童適市莫之或欺 (孟子) 君死於外而莫之或罪也 (左昭

卅二) 蠻夷入伐而莫之或恤 (左成七年文子) 殘賊公行莫之或止 (前食貨志) 謬迷於聞見之陋莫

之或省 (金華文統王疏) ○舉天下莫或非之 (尹起莘) 獲乎上下莫或撓之 (章風山文) 晉以老莊

亡梁以佛亡莫或正之五百餘年而得韓愈 (大蘇六一集序) 夫子傷周道之衰禮樂文章之壞而

莫或救之也 (大蘇三聖論)

【莫之能—】【莫能—之】 行仁政而王莫之能禦也 (孟子) 有秦客庾辭於朝大夫莫之能對

也 (晉語) 天下者至大也非聖人莫之能有也 (荀正論) 寓縣分裂莫之能一 (宋史) ○魑魅罔兩

莫能逢之 (左宣三)

【莫敢—之】【莫敢—之】【莫之敢—】 何斯遠斯莫敢或違 (詩殷其雷) 母隨號泣莫敢救之 (顧氏

家訓) 雖有賢聖莫敢過之 (歐序) 權綱在己而在下莫敢干之也 (季氏大全南軒) ○川瀆並決而

莫敢之塞 (後宋穆傳注) ○虎負嵎莫之敢撓 (孟子) 蝮螻在東莫之敢指 (詩檉棘) 小國諸侯既許

桓公莫之敢背 (齊語) 立以為仲父而貴戚莫之敢妬也 (荀仲尼) 區區新莽舉漢鼎而移之如

振稿葉天下慨然莫之敢爭 (陸子策問)

右三箇條、何れも同例なり、上の莫之の法にてみるべし、莫は字書に不可と訓ず、又佛典には、莫之をば不能也と註す、いづれも之の

字中にあるは輕し、莫之の類是れなり、下に在るは力あり、之れを何すと云ふことろなり、

【莫不皆—】【皆莫不—】 上交鬼神下接民物百用莫不皆然 (易萃卦傳) 凡進於事進於德進於

位莫不皆當以正也 (漸卦傳) 人人有此仁而莫不皆有惻隱慈愛之心 (衍義補百五十八) 聞者莫不

皆笑 (堯山堂外紀) ○卦之諸爻皆無不善 (漸卦傳) 以是推之餘莫不然 (衍義十二) 讀天下之書論

天下之事皆莫不冰融凍釋 (北溪字義)

此の二法、義理の違ひなし、文字のつり合にて、字法自ら異なり、

【莫不祥大】【不祥莫大】 奉君命以使而欲背盟以干盟主無不祥大焉 (左昭廿五年士彌牟) 王子

相楚國將善是封殖而虐之莫不祥大焉 (左襄卅年申無字) 兄弟一體耳即不利長而利少無不利

大焉 (汪道昆詹盧士傳) ○父子之閒不責善善則離離則不祥莫大焉 (孟子) 以桀紂為君而以

湯武為弑不祥莫大焉 (荀子正論)

右の句法は、二様にかはれども、異義なし、無不祥大と用ゐるは、左傳にも有ることなれども、今日の文章には、孟子の通りにて宜し

きなり、明文は奇を好むにより、汪道昆などは、左氏の様に用ゐたれども、めづらしき法なり、

【莫字雜格】 言用心莫亦無害於理否 (朱答嚴書) 莫無害於理否 (朱答嚴書) 五臣十人

而下人才之美莫春秋之時為多 (王選岩集縣學記) 飛閣神往莫我能形注薛綜曰言我無能說其

形狀也 (選東京賦) 不可形體莫天大也 (姚燮○元文類)

用字格

莫不皆— 皆莫不— 莫不祥大 不祥莫大 莫字雜格

三九

未字格凡十二條

【未可】【可未】 可與共學未可與適道可與適道未可與立可與立未可與權(論語) 士未可以言而言是以言餽之也(孟子) ○朕今總兵至此豈可未見賊而先自退邪(鑑略編紀)

【未可】【可未】の別は、不可、可と同じき事なり、【未可】は、しれたる通りなり、【可未】と云ふは、未だせずしてよきなり、可二以無二取、可二以無二與、可二以弗二畔の類にて知るべし、

【未必】【必未】 耕所以謀食而未必得食(論語) 雖經裁割未必辭藻可觀也(靈問直解) 有言者則未必其有德(靈問直解) 有勇者則未必其有仁(靈問直解) 疑疎濶之久未必主人肯見也(大傳註) ○今奉王命外討必未陣而禽(宋書檀道濟傳)

【未必】【必未】の別、不必、必と同じき事なり、重ねて辨ずるに及ばず、

【未曾】【會未】 終日怡怡未曾患忿(北魏崔光傳) 其雖已轉步而未會移身(朱答呂書) ○曾未十年而慶遠督府(南齊柳慶遠傳) 寇早之餘曾未期歲既安且富(曾文上三執政書) 曾未逾月民已艱食(陸子與張元善書) 雖食息於天地閒者曾未幾時然亦可以了浮生一事矣(文範朱廷立祭子文)

【未曾】【會未】は、不曾、會不と同例なり、合せ考ふべし、

【未全】【全未】 錦里先生烏角巾圍收芋栗未全貧(杜詩) 儒者好關釋氏絕不與交談亦未爲全是(陸與陳正己書) 范甯云雖我之所是理未全當(希通錄) ○未之有得則全未有得(述而集註) 男未就傅女將有行故巽稍向用而良全未用也(啓蒙) 氣稟雖爲未化亦不可謂全未化也此語亦是但似此立語微覺有病耳(朱答潘書)

【未全】は、まだとくと全からざることなり、【全未】は、未だしきと全くなり、不全、全不と同じき格なり、

【未達】【達未】 丘未達不敢嘗(論語) 武即書對兒見在未死(前外威傳) 沙彌得食忽爾都盡問言足未答言未足(法苑珠林廿六) ○昨在城中附一書不知達未(朱答呂書) 張辟疆曰君知其解未(前外威傳) 問兒死未(前外威傳) 卿家癡叔死未(晉王湛傳) ○謂三王濟也 梁武帝曰卿至湘宮寺未(梁虞鳳傳)

【未達】は、しれたる通りなり、【達未】は、達せりや未だしやと云ふことなり、凡て未の字を下に置くは、いづれも疑ひ問ふ例なり、嘗て漢人日本に来る、日本人朝食の前に訪ふ未食かと、未食の二字を書示す、漢人曉らず、譯人倒にかきしめせと云ふ、即ち食未の二字を書す、漢人未食と答ふ、いづれも此の例にてしるべし、俗語のやうにきこゆれども、漢の時分より、この辭あり、

【未之有】【未有之】 不好犯上而好作亂者未之有也(論語) 躬行君子則吾未之有得(論語) 自周公以來未之有改也(禮弓) 二帝三王之所守未之有改焉者也(韓策問) ○今君居太子行未之有也(晉語) 是易于相雜矣我國未有此也(禮弓注) 旌旗彌互千里近古出師之盛未之有也(宋景濂陪室輿亡論、山曉閣跋、作未之有) 漢以前五言律詩尙未有之(玉屑十九)

【未之有】【未有之】義理にかはることなし、その内【未之有】と云ふは、うはさになりて、意かるし、【未有之】と云ふは、たしかに實事になりて、意切緊なり、

【未之一】【未一之】 蓋有之矣我未之見也(論語) 軍旅之事未之學也(論語) 程門專以西銘開示學者而於東銘則未之嘗言(朱答注尙書) ○其未得之也患得之(論語) 商自契以來天命所嚮未嘗去之(孔子問居註) 祖母賈常道其兄嚴閻黎之爲人某幼而未識之(王梅溪集)

此れも上の未之有の例と同じきことなり、未二之學也、未二之知也と云ふがごときは、うはさにて辭ゆるし、未二奇之、未二識之と云

未之或一 未或之一 勿之或一 未可避一 未避可一 未必有一 未有必一

ふが如きは、しかときはめたるものなり、

【未之或一】【未或之一】【勿之或一】 過此以往、未之或知也、(系辭) 叔向曰、自古以來、未之或失也、(左昭十三) 考諸典籍、未之或聞、(左正義) 書契已來、未之或紀也、(後班固傳) 士衡文賦、未之或先、(選玉評) ○北方之學者、未能或之先也、(孟子) ○必誠必信、勿之有、悔焉耳矣、(檀弓)

【未之或】は、未之有と同じきことなり、未三能或三之先一とあるは、未能の二字つゞき、或之先の三字つゞく、或之先は、莫之行と云ふ詞と同じきことなり、

【未可避一】【未避可一】 一人之識見、未可以避定也、(意問直解) 是漸漬之俗、不可避革也、(明夷傳) 戒占者、猶未可避變也、(本義) 爲親戚者、雖有非禮、未可避失其故舊之情也、(檀弓集說)

殆非眞甘露、未可避宣布、(鑑唐文紀) 征伐之謀、未可避息、(鑑後唐紀) 是舊習之爲蔽、而未可避以爲罪也、(王陽明縣學記) ○幸詳考之、方可見其曲折、未避可輕議也、(朱答袁書)

此の字法は、可避、避可の差別を合點すれば、その辨自ら明かなり、その上に未の字を加へたるなり、

【未必有一】【未有必一】 有德者必有言、徒能言者未必有德也、仁者志必勇、徒能勇者未必有仁也、(意問註) ○夫子之去蓋亦未有必然之意也、(衛靈大全) 雖遜之時、君子處之、未有必遜之義、(墨卦傳)

此れも必有、有必の別にて合點すべし、それに未の字を加へたるなり、

【未必可一】【未可必一】【未必不一】 君子於細事、未必可觀、而材德足以任重、(衛靈公集註) 賊嚴兵固險、攻之未必可拔、(鑑晉紀) 又況俟之而未必可成、徒使人抱不決之疑、(朱答汪何書) 事亦

未必可成也、(朱答袁書) ○惟其欲後人不廢壞之、未可必得也、(曾繁昌集記) 文帝爲諸王、特以其賢而取之、其初未可以必得也、絳侯以天下與、所不可必得之人、思德至厚也、(張文蔚集文帝論) ○

遭遇聖明、容納諫諍、言之未必不聽、(歐文疏) 凡蔡京之所爲、未必不身爲之也、(朱答汪書) 杜門省事、未必不佳也、(朱答林擇之)

此れも必可、可必、不必、必不等の字法と通用して、その義を辨ずべし、

【未嘗不一】【未嘗一不】【未嘗不一不】 太史公曰、予讀孟子書、云云、未嘗不廢書而歎也、(史記列傳) ○自始志學、至老未嘗一日去書不觀、(唐書權德輿傳) 未嘗五年閒不戰、焦然七十餘年矣、(鑑唐文宗紀) 晚歲肥遯、未嘗一日去書不觀、(困學紀聞序) ○雖曰出入無時、未嘗不卓然乎日用

之閒而不可掩也、(朱答張敬夫)

未嘗の下、不の字のあり所を辨ずべし、廢書而嘆は、不の字上にあり、去書不觀は、不の字下に在り、義理自ら明かなり、解するに及ばず、もし廢書而嘆に不の字を歎の字の上に置くときは、義理解せざるなり、

之字格凡五條

【之謂】【謂之】 一陰一陽之謂道、(系辭) 天命之謂性、率性之謂道、修道之謂教、(中庸) 是之謂三有禮焉、(孟子) 是之謂以其所不愛及其所愛也、(孟子) 此之謂民之父母、(大學) ○喜怒哀樂之未發、謂之中、發而中節、謂之和、(中庸) 形而上者、謂之道、形而下者、謂之器、(系辭) 自誠明謂之性、自明誠謂之教、(中庸) 不軌不物、謂之亂政、(左隱五年) 程子曰、如形而上者、謂之道、不可

未嘗不一 未嘗一不 未嘗不一不 之謂 謂之

移謂字在之字下此孔子文章(易大全)

【之謂】は、もとより自らつきたる名なり、【謂之】は、この方より名づくるなり、畢竟自然と作爲との別なり、朱子語類云、謂之、名之也、之謂、直爲也、中庸大全黃氏洵論云、首章言「謂者」、直謂之也、謂之者、名之也、稍緩と、これらの辨にてしるべし、

【之由】【由之】 噶沓背憎、職此之由(詩小雅) 教之不刑其此之由乎(禮學記) 廢興存亡恆此之由(魏志五) 延寇感境抑此之由(宋書論) ○小大由之(論語) 國家之敵恆必由之(左襄十三年)

【之由】【由之】 しれたる通りなり、詳かに辨するに及ばず、

【之爲】【爲之】 文王之爲世子朝於王季日三(禮記) 惟奕秋之爲聽(孟子) 周公曰吾文王之爲子也武王之爲弟也今王之爲叔父也吾於天下豈卑賤也(書大傳) 垂三百年而其治莫盛

於太宗之爲君也(曾文唐論) 士大夫之論亦惟宦官之爲去(大蘇論) 張湯之爲父而有張安世之子劉歆之爲子而有劉向之父許敬宗之爲祖而有許遠之孫韓侂胄之爲孫而有韓琦之祖

人之賢否不繫於世類於舜禹朱均已見之矣(餘冬序錄五十五) ○舍曰欲之而必爲之辭(論語) 爲之君爲之師(原道) 盡天下而無不爲之臣矣(張文辭集)

爲之君爲之師の類、きこえたる通りなり、之爲聽、之爲使の類は、爲聽、爲使の字つゞきて、その上に之の字をおきて、やすめ字とするなり、意義自ら明かなり、又文王之爲世子、太宗之爲君と云ふは、定まりたることなり、大傳の吾文王之爲子と云ふは、文王の御子たりと云ふこと、爲文王之子とかくべき所なり、めづらしき文法なり、文王のためには子たることと云ふことなり、

【之爲】【爲之】 (爲字去聲) 非夫人之爲慟而誰爲(論語) 叔仲昭伯曰我楚國之爲豈爲一人行也(左襄廿八) 宋向戌曰我一人之爲非爲楚也(左襄廿八) 不唯許國之爲亦聊以固吾圉也(左隱

十一) ○吾爲之範我馳驅(孟子) 爲之詭遇一朝而獲十(孟子)

これも由之、之由と同じきわけなり、「爲之」と云ふは、しれたることなり、「之爲」は、爲の字を下におくこと、人々うたがふことなり、是れも由之の之の字を上へあけて之由と書くと同じきことなり、言の緩急にて、上下の違ひありしるべし、

【之字雜格】 自秦已下享國日久者有晉之武帝梁之武帝唐之明皇(王荆公時政疏) 吾祖祐以

才幹精敏見稱生於唐哀帝之天祐二年而歿於周世宗之顯德五年蓋與五代相終始歿之一

年而吾太祖始受命(蘇老泉集) 所以治夷狄之道有脩文而和親之者漢之文景之事是也(小蘇

王者不治(與秋論) 嗚呼龜山不得商之高宗而遇宋之高宗命也夫(張時泰宋高紀) 封禪不經見

若漢之光武唐之高宗皆效尤之秦其始作俑者歟(丘濬○綱鑑奏紀) 其自東而南以入于淮則濫觴於漢武元光之三年而大潰於宋熙寧之十年(皇明文範○王梅河源考)

欲字格凡十五條

【欲復】【復欲】 軍小脩武欲復與楚戰(通鑑漢紀) 韓信家在楚其意欲復得故邑(通鑑漢紀) 今乘

此勢欲復大出(通鑑漢紀) 既至潮以表哀謝帝頗感悟欲復用之(韓退之傳) 只緣聖意欲亦令講

書(朱奏狀) ○近以地震策免司空陳襄今者災異復欲切讓三公(後陳忠傳) 是非死友復欲誰

求(後范式傳) 將軍復欲何待而不早決之乎(後何遜傳) 高公復欲作家門功勳以欺朝廷耶(鑑唐

【欲復】は、再びせんと欲するなり、【復欲】は、欲すること再びなり、

【欲以】【以欲】 直欲以其不肖之身爲標準(大學或問) 如楚乞師欲以伐齊(左宣十八年) 齊欲以

千社封魯昭公(史齊世家) 欲大封同姓以填撫天下(通鑑漢高紀) 奈何欲以一旦之功而加萬世

之功哉(通鑑漢高紀) 袁弘欲以鬼神之神術輔尊靈王(谷永傳) 時議欲以爲司徒(後陳紀傳) 慕容德

無子欲以超爲嗣(晉書) 上欲以劉夫人爲皇后(後唐二) ○勇猛比丘白佛欲以世間言論脩

治佛經云癡人以外道言論欲雜揉佛經乃是毀損(要覽) 以不貞之資欲勉而貞非極其剛陽

用力之久不能也(未濟本義) 今子以小惡而欲覆宗國不亦難乎(左哀八年) 李固以清河王蒜年

長有德欲立之(後李固傳) 李德裕以一夫之力欲窮其類而致之必死(大蘇論) 梁沈約以吳音

欲一 天下之音則音韻之病自此始(續文獻通考)

【欲以】とあるは、以てせんと欲すること、欲以劉氏爲皇后と云ふが如き、劉氏を以て皇后に立てたしとおもひ玉ふ、欲すと云ふ字の中に以の字がこもるなり、以の字上に在りて、下に欲の字あるは、それを以てしてかやうにせんとおもふことなり、以の字と欲の字と別段のことにて間あり、李固以清河王などの如きは、清河王がよき人にて、年もたけたるゆゑを以て、之れを立てたしとおもふと云ふことなり、此等の字法、甚だ意趣あり、意の先後を辨すべし、

【欲強】【強欲】 李林甫爲相又奏野無遺賢皆無其實而欲強爲之名者也(衍義補百十二) 彼明

以知覺爲性始終不知性之爲理乃欲強合於吾儒以爲一道如之何其可合也(困知記) ○名實

如形與影有形則影隨之無形而強欲爲之影萬無此理也(衍義補百十二) 二氏之道其不同也尙

矣而吾子強欲同之可乎(真西山集勿齋記)

【欲強】【強欲】 義理甚だかはることなし、欲の字のあたり所を辨すべし、

【欲爲】【爲欲】 欲爲天下除暴(韓退之) 吾欲爲汝納其女以答厚惠(晉書慕容超傳) 兄子伯與欲

爲蒼理(小學) ○爲欲置酒見之(漢書布傳)

【欲爲】【爲欲】 欲の字意の先後あり、欲以、以欲と合せ考ふべし、

【欲苟】【苟欲】 若欲苟而行又何訪焉(左哀十一) 鄭通削髮被僧服王世充大怒曰爾以我爲

必敗欲苟免邪(續唐紀) ○拱把之桐梓人苟欲生之(孟子) 所爲如是而君苟欲左右之邪(後

董卓傳)

【欲苟】は、苟もせんと欲すること、【苟欲】は、いやしくもほつすること、義理自ら明かなり、

【欲遽】【遽欲】 引而不發重其事而未欲遽言之也(孝經大義) 未能盡彼之情而欲遽申己意(朱

書) ○或者不脩其本而遽欲勝之(孟離妻註) 亦不可直謂假設而遽欲忘之也(朱易象說) 今欲

以一說疑之而遽欲判去豈不可惜(朱子○淵源附錄)

【欲遂】【遂欲】 陶謙死操欲遂取徐州還定呂布(後荀彧傳) 王儉言於蕭道成曰以公今日位地

欲終北面可乎(續宋順帝紀) ○長房遂欲求道而願家人爲憂(後費長房傳) 不知此兒終欲何作

(後費相傳)

【欲便】【便欲】 若必欲便窮竟此說亦請先罷穿鑿己心(朱答江德功書) ○便欲沿流挂帆直取

白下(續宋紀) 但見大學以格物爲先便欲只以思慮知識求之更不於操存處用力(朱答林擇之書)

【欲將】【將欲】 霧雲笑曰欲將有爲也(唐書張巡傳) ○將欲取之必先與之(老子) 今陛下將欲

平禍亂拯阡危(陸宣公集)

將欲利民反以害民(陸語錄)

右四條、いづれも苟欲の例にておすべし、

【欲之】之欲 君子疾夫舍曰欲之而必爲之辭(論語)

○不求其端不訊其末惟怪之欲聞(韓文原道)

(韓文原道)

此れも由之、之由の例のごとく、「欲之」は、之の字力あり、「之欲」は、之の字かるし、

【欲必】必欲 何必苦心極力以求於此而欲必得之哉(朱易象說) 明府欲必得其人西門亭長

陳寔可(後魏書)

○居尊者必欲以行道(萬章註)

兩漢諸儒必欲究其所從則既滯泥而不通(易象註)

大將軍何進連徵不詣進必欲致之(後中屠婦傳)

一味慢罵虛喝必欲取勝(朱書)

言必欲其忠信行必欲其篤敬(朱答林張書)

此れも苟欲、欲苟と同例なり、

【欲皆】皆欲 爲政者苟不知大體必欲人人皆致私恩以悅其意云云(胡士詮正宗約解雜書)

盡去羣大夫而立其左右(胡襄七年)

是故人君爲治用天下之人以理天下之事非不欲人人皆用其賢且智也(衍義補)

左右欲悉燒寶貨府庫(三國志張魯傳)

楊泗常伺三子過失以告惠妃上大怒欲皆廢之(綱唐玄宗紀)

○言每人皆欲致私恩以悅其意則人多日少亦不足於用矣(離婁集註)

諸大夫皆欲還(魯語)

然皆欲得狂者獲者而與之(指孔孟)

○大蘇策略四 使天下皆欲援弓而射之(陳龍川集)

【欲皆】と用ゐるは、皆の字下の事にかゝる、「皆欲」と用ゐるは、皆の字人にかゝる、人みなかくせんと願ひほつする意なり、集注に皆欲とあるは、少しかはる、人ごとに皆々私恩をいたさんと願ふと云ふ意なり、

【欲各】各欲 衆無所依欲各散去(後置卓傳) 帝曰卿諸人欲各行己意(宋書蔡興宗傳) ○各欲

正己也(孟子)

武臣張耳陳餘各欲南面而王(史記二世紀)

君臣之道各欲自盡而已(衍義補百五十五)

上行下效各欲以自盡(衍義補百五十九)

此れも欲皆、皆欲と同じきとにて、「欲各」は、面々に何せんと欲するなり、各の字下の文につゞく、「各欲」は、面々に欲するなり、欲の字下につゞく、

【欲只】只欲 便欲只以思慮知識求之更不於操存處用力(朱答林擇之書) ○但記二蘇排伊

川處只欲改正(云)同朝之士有不相知者(朱答林擇之書)

【欲字雜格】容體欲其可度故曰正(冠義註) 經學欲其深純詞章欲其典則(衍義補九卷) 欲其

不爲亂亦不可得也(老蘇兵制) 孟子既不敢比孔子則於此數子欲何所處也(公孫丑註) 渤海廢

亂朕甚憂之君欲何以息其盜賊以稱朕意(漢書魏遼傳) 嗣源叱而問之曰爾曹欲何爲(繼後唐紀)

胡爲遑遑欲何之(歸去來) 太后令曰明日我自欲以璽綬授之(三國志魏四) 王霸恐驚衆欲

且前阻水(通鑑漢世一) 後秦主苻欲自救之(晉武紀) 南安公順欲自攝國事(晉安紀) 海陵王

休茂性急欲自專處決(宋武紀) 欲更攻興世未至錢溪數十里(梁宋明紀) 陛下去欲安之

(隋紀一) 欲自刻以謝衆(唐紀二) 衆心兇懼欲且保郴州(宋元通鑑十四) 是欲不舉足而登泰山也

(胡文定言○淵源錄) 教人未見意趣必不樂學欲且教之歌舞(近思錄) 更欲細論以求可否(朱與張書)

欲の字いづれも文字のかゝり所を辨ずべし、一二字の間、別に門を立つるに及ばざる類、この處にあつめあらはす、○讀史管見隋文帝紀に、帝嘗乘怒欲六月殺之、人、太理卿趙綽爭曰云々、此れは、古の法、春夏の間は、生長の象にかたどりて、刑罰を行はれざるに、文帝暴虐にて、六月の炎天に人を刑せんとせらるると云ふと、帝の不仁をあらはせり、それゆゑ欲の字六月の字の上におり、常の記録の體なれば、六月欲殺之と欲の字六月の下にあるべきはずなり、虚實の違ひあり、凡べて欲の字の上下この例にてしるべし、

得字格凡六條

【得以】【以得】 張鷟知善水草處軍得以無饑渴(裴去病傳) 凡諸說之同異得失亦得以曲暢旁通而各極其趣(中庸序) 乃出大法用爲聖師周人得以序辨倫而立大典(柳箕子碑) ○一旦恍然似有以得其要領者(中庸序) 再傳以得孟子(中庸序) 忠信以得之驕泰以失之(大學)
【得乃】【乃得】 元胤曰張樞密貶嶺南何得乃在此(綱目宋紀) ○用師之道利於得正而任老成之人乃得吉而無咎(程傳師卦) 唯人之生乃得其氣之正且通者(大學或問)

右二條同じことなり、得の字下にあるは、下へつゞく、上にあるは、以の字乃の字得の内にもなるなり、

【得獨】【獨得】 勇者不得獨進怯者不得獨退(淮南子) 易以卜筮得獨不焚(歐陽易圖序) 菱谿之石有六其最大者偃然僵臥於谿側以其難徙故得獨存(歐陽谿石記) ○國人數聞王善射不敢反叛故陳獨得完(後明八王傳) 環唐皆水矣唐獨得歲焉(王荆公新田詩序)

【得獨】は、ひとりするをを得るなり、【獨得】は、ひとり得るなり、義理甚だかはるとなけれども、意趣同じからず、動辨すべし、

【得復】【復得】 但當朴實頭做前去豈得復顧其身(莊子口義二) 及程氏兩先生出而後學者始得復聞其說(朱文克齋記) 太宗謂杜淹曰仕王世充尊顯矣何得亦不諫(通鑑唐太宗紀) ○滅綱棄

世之徒復得顯用(後魏書) 豈復得出入狡狴(通鑑宋順帝紀)

【得復】は、またすることを得るなり、【復得】は、また得るなり、此れも上の例とあはせみるべし、下の得皆、皆得これにならふ、

【得皆】【皆得】 便是寂然而靜時然豈得香塊然如稿木(中庸大全) 其發露於五官者安得皆正(陸語錄) ○人人皆得討賊(三國魏志) 習誦數日皆得上口(南齊書焦度傳)

【得字雜格】 若小人本心既喪何得更有仁在(意問大全) 以中順自固則不革而已安得便有吉凶乎(革卦傳) 今又安得遽以一人之所未聞而盡廢衆人之所共聞者哉(大學或問) 今爲格物之說又安得遽以是而爲言哉(大學或問) 臣既喜于事捷得自申展(三國公孫淵傳) 太后詔曰成濟不得便爲大逆也(三國魏四) 故得各全其志耳(三國荀彧傳) 北裔之地那得忽有此子(北魏書祖瑩傳) 無得更入人家(聖唐高祖紀) 豈得專以多殺爲快哉(衍義補百五十六) 得卒與其所尤難

皆可喜無憾也(曾文忠) 民得遂無饑亂以死無不悅喜歡呼(朱社倉記)
得の字上下の別、上に擧げたる諸條と同じきと、いづれも得の字のかゝり所を辨ずべし、

雖字格凡十四條

【雖使】【使雖】 雖使苟免亦惡德也(秦卦傳) 雖驅之使爲朋黨孰敢哉(聖唐文宗紀) ○先帝任人始皆同容積穢微以至誅貶誠使雖小過必知而改之君臣無猜則讒邪不干其間矣(李德裕傳) 呂后既不可去故削其黨以損其權使雖有變而天下不搖(大蘇論)

【雖使】は、しれたる通りなり、【使雖】は、雖の字下へつゞく、それに使を加へたるなり、文をみてしるべし、

【雖或】【或雖】 一資半級雖或得之(小學五)

如レ有レ可疑雖或傳レ以レ爲レ聖賢之言亦須レ更加レ審擇レ

焉(朱與張書) 雖或考索強通終是不該貫(朱與張書)

前後次第雖或不同(朱與張書跋) ○或雖

爲レ之而彼爲レ後者無レ所顧於此(朱與張書)

【雖或】【或雖】甚だ、ことなるとなし、雖の字先後の意を辨ずべし、

【雖今】【今雖】 雖今死亡將近而不可以棄其前功(詩朱傳)

玄酒新水也雖今不用猶設之不忘(古也)(士冠禮疏)

今雖未是後遇明師友卻易整頓也(陸象山書)

此れも上と同じきとなり、雖の字の主客先後を辨ずべし、凡べて雖は、たとひとよみて、よく通ず、今日平語にたとひ今と云ふと今たとひと云ふとにて、大様分かるゝなり、

【雖則】【則雖】 雖則如雲匪我思存(詩出其東門)

雖則七襄不成報章(詩小雅) 雖則云然尙欲

詢茲黃髮則罔所愆(秦誓) 樂是人之本心雖則聖賢別有真樂而亦常人之所固有(王陽明書)

審得其人以承大將軍之明雖則山澤之人無不感德思樂爲用矣(後漢書馮衍傳) 劉放曰、雖則字順例、當

作二則雖云云、○若吾夫子則雖不得其位(中庸序)

【則雖】は、則の字上をうけて下を起す、文字の中に多きとなり、解するに及ばず、【雖則】は、則の字下へつゞく、意義自ら異なり、

【雖固】【固雖】 太多政法而不謀(ヤスカフ) 雖固亦無罪(然止是耳矣)(莊人間世)

簿領紛沓之地雖固(神、陽明豫備會記) ○固雖防夢簡自合定浮淳(草訣辨疑)

道無不在然非所以從容下上其議時也(王陽明書三變惠卷) 今茲之旱雖誠無補於後患其將有

【雖固】【固雖】此れも義理甚だことなるとなし、字法のつもりを以て云ふときは、定まりて【雖固】とおくべきはずなり、然れども又時に因りて【固雖】と用ゐる、語路の便によるとみえたり、

【雖○】【○雖○】 懼レ身レ死レ罪レ責レ彌レ重(魏志四) 邵康節燈下正襟危坐レ夜深亦如之(朱語類六)

○凡父母在子雖老不坐(禮內則) 賊雖多而亂尋當破矣(通鑑宋高宗王紀)

雖の字、三字句に一字めに用ゐると、二字めに用ゐるとの別あり、二字めに用ゐるは、上の字主となる、賊雖多と云ふがごとき是れなり、一字めに用ゐるは、下の字客となる、雖身死と云ふがごとき是れなり、

【雖年少】【年雖少】 襄度自興元入朝李逢吉之黨百計毀之上雖年少察其誣誘待度益厚(通鑑)

帝雖年幼猶天下之父(冲帝崩李固言) 田疇雖年少多稱其奇(三國志十一) ○公孫鞅年雖

少有奇才(史記) 禹年雖幼而見光武知非常人遂相親附(後鄧禹傳) 劉文靜見世民而異之

曰豁達類漢祖神武同魏武年雖少命世之才也(通鑑唐紀)

此の條上の格と同じきとあれども、作例多きによつて、別に之れを出す、【年雖少】は、年の字主となる、年はわかけれども、専らよはひを稱するなり、【雖年少】は、年の字客となる、年わかけれども、その人を稱したるものなり、下條これに準ず、

【雖兵多】【兵雖多】 雖兵多何益(通鑑七十二) ○月氏兵雖多然數千里踰葱嶺來非有運輸何

足憂邪(後班超傳) 兵雖衆而人心不堅(衍義補)

【雖○○○】【○○○雖】 雖聖人出斯言不廢(張文潛集) 今日雖孔子在義不可置

用字格

雖○○○、雖○、 雖年少 年雖少、 雖兵多 兵雖多、 雖○○○、 雖○○○

五三

○明王歸記) 雖聖人作須有損益(二程全書) 楊子曰云善乎其言雖孔子出必從之矣(王荆公學記)
 ○齊楚雖大何畏焉(孟子) 陰陽雖殊無一以待之(王弼系辭注) 陳平雖智安能開無疑之主哉
 (大蘇) 大義雖明而微言未析(中庸序) 天下雖大而吾心之體無不該事物雖多而吾心之用
 無不貫(衍義補百五十九) ○雖衆車徒舍於外以寡約入(禮內則)

雖の字、四字句に雖の字を一字めに用ゐると、三字めに用ゐるとの二法あり、三字めに用ゐるは、齊楚雖大天下雖大のとき、皆齊楚天下を主として云ふ、一字めに用ゐるは、雖三聖人出と云ふがごとき、たとひ聖人出生すとも云ふ意にて、聖人の字客になる、然れども文字の中には、三字めに置くが定まりたる法なり、上二字にて、下二字つゞきたるしき故なるべし、

【雖父母沒】父母雖沒 父母有婢子若庶子庶孫甚愛之雖父母沒 身敬之不衰(禮內則)
 ○父母雖沒將爲善思助父母命名必果(禮內則)

此れも上の條と同じきとあれども、禮記に同文異格ある故に、別之れを出す、父母雖沒とあるは、父母への孝の事を云へり、父母存生の内は言ふに及ばず、たとひ死後なりとも、善を行へとなり、父母の字重し、雖父母沒とあるは、婢子子孫を敬する事を云へり、たとひ父母死去の後なりとも、之れを敬せよとなり、婢子子孫の字主になりて重し、

【雖○○○】【雖○○○】 雖楚救我將安用之(左襄八年) 雖君有命寡人弗敢與聞(左隱元年)

雖君有命爲國故子必射(左成十六年) 同姓雖恩不同義必同也(周禮疏) 桓玄雖名晉臣其實
 晉賊(晉書姚興傳) 李晟曰雖晟不肖願爲公先驅(唐書本傳) 李愷曰吾曹荷國重寄雖力不敵當
 死官(唐書本傳) 子弟或近出燕集雖夜已深猶未寢必俟其歸驗其醉否(胡文定傳○淵源錄) 弒君
 之賊雖身已沒而王法不得赦(胡傳桓公) ○回雖不敏(論語) 雍雖不敏(論語) 君雖獨豈其何福
 之有(左桓六年) 性雖本善而不可以無省察矯揉之功(孟子告子註) 衆人理雖本具而欲則害之

又雖の字、四字句に下の二字つゞきたるに、雖の字を一字めに用ゐると、二字めに用ゐるとの差別あり、二字めに用ゐるは、君雖三獨登一と左氏傳にある通りにて、君の字主になる、一字めに用ゐるは、雖君有命と云ふがごとき、その人を主にして言ひて、君の字客になる、たとひ君命なりとも云ふ心なり、然れども文字の中には、雖の字二字めに用ゐると多し、大抵下二字つゞきたるには、雖の字二字めあり、上二字つゞきたるには、三字めに用ゐると多し、偶々かはりてあるは、各々意義あるなり、

(宋景濂六經論)

【雖○○○○】【雖○○○○】 大夫士相見雖貴賤不敵主人敬客則先拜客(曲禮下) 爲名與
 爲利雖清濁不同然其利心則一也(顏淵註) 尊卑之節雖多少不同(射義集說) 吳君通敵如此
 雖諸君有志然於此不能及也(陸子集要) 人君之與人臣雖名分不同而法有大小之異(王梅溪
 集策對) 雖天下無事然兵不可去戰不可忘古之道也(衍義補百三十) 雖神農復生亦常隨時以
 立政而不容固守其舊矣(陸文公大全) ○齊國雖褊小吾何愛一牛(孟子) 四支雖無故不足恃
 也脈而已矣(韓文) 四海雖無事不足矜也紀綱而已矣(韓文) 君之與民貴賤雖不同然其
 心未始有異也(梁惠王集義)

五字句に一字めに雖の字を用ゐると、三字めに用ゐるとの別あり、此れも上の四字句の例にて、主従の差別にておすべし、その内、一字めにおくと多し、雖清濁不同、程子の語、二程全書近思錄には、雖の字清濁の下にあり、集注にその文を引き用ゐたるには、雖の字清濁の字の上あり、此れは兩様ともに義理の違ふとはなれども、雖の字清濁の字の上におくは、文字のつり合宜しきなり、すべて近思錄に程子の語を載せたるは、直に二程全書の本文の通りなり、集注には、文を直して引き用ゐると多し、

【雖○○○○】【雖○○○○】 古之王天下者知雖落天地不自慮也辨雖離萬物不自悅也能
 雖窮海內不自爲也(莊子) 時雖有前後數雖有多寡然其爲理則一而已(魯蒙) ○雖我有精
 粗並堪講授(隋書劉焯傳) 雖外無救援遂無叛者(隋書王思政傳) 雖爵同千乘而無嬖賤(晉書山海傳)

雖位總鼎司而委事僚案(晉王戎傳)

雖體涉風素而志存不軌(鑑晉安紀)

又五字句に下三字つゞきたる一字めにあると、二字めにあるとの違ひあり、此れも上の通りなり、その内、一字めに用ゐると多し、且つ雖の字は、所によりて、而の字と映帶して、上下呼應して用ゐるとあり、大凡雖の字、所以の字、敢の字、其の字、用法甚だ意味あり、ことに其の字のおき所違へば、各別の事になるなり、

【雖字雜格】

古者樂工不與士齒雖賢如子野師襄皆世不易其業(李綱言○鑑唐高祖紀)自古征取

於民者其目有二但其名雖同於古而其實則異爾(衍義補二十三)申生曰我戰雖死猶有令名(晉

語)當此之時雖下愚之才居之猶能使恩同天地威侔鬼神(仲長統昌言)雖其文義有非文王

之舊者然讀者各以其意求之則並行而不悖也(易乾本義)雖更得正人何益哉(通鑑隋文帝紀)

文章雖各出於心術而實有兩等(皇朝類苑一貫引之)誠淫邪道雖是四件卻只是兩件(公孫丑大全)

詔報曰經云身雖在外乃心不離王室(後張輔傳)李曰尚書康王之誥曰雖爾身在外乃心罔不

在王室也(後張輔傳注)其造於約也雖事變之感不一知應以是心而不窮雖天下之理至衆知

反之吾身而自足(近思錄)桓弑隱公而立大司馬九伐之法雖未之舉猶有望也及使冢宰下

聘恩禮加焉則天下之望絕矣(胡傳桓七年)桓弑隱公而立雖方伯連帥環視而未之郵猶有望

也及穀鄧二國自遠來朝則天下諸侯莫有可望者矣(胡傳桓七年)

右胡氏傳の文、雖の字の置處一同なるべきに、かやうに違ふは、義理の差別はなし、句の長短連断が分なるべし、もし雖の字を大司馬の上に置くときは、未之舉の三句甚だ短くて、上下のつり合偏なり、又下の雖の字を方伯連帥の下に置くときは、上の句法と一例になれども、方伯連帥環視而未之郵の十字連續したるとなれば、わりがたし、其れ故二段の事にかはりはなれども、雖の字有る所同じからず、此の外にも、史書の内、長句の雖の字、何れも此等の例にて推ししるべし、大抵雖の字は、たとひとよみて、上下を讀みつゞけてみれば、上下のわけ自ら分明なり、

其字格凡十一條

【其不】不其 庶乎其不差矣(大學章句) 堅白不足而欲自試於磨涅其不磷緇也者幾希(陽貨

注)叔詹曰楚子其不沒乎(左傳廿二) ○若敖氏之鬼不其餒而(左傳○注、言必餒) 斯文之墜

緒猶千鈞之一髮續而承之不其在於人乎(金華文統)

【其不】不其の別も、不亦、亦不の辨と同じきとなり、「其不」は、しれたる通りなり、「不其」は、反語になるなり、

【其不然】不其然 曾子曰其不然乎其不然乎(禮檀弓) 東野云汝殺以六月二日云云

其然乎其不然乎(尊文祭文) 此善惠大士所謂渡河須用筏到岸不須缸也其不然乎(最商英護法

論) ○才難不其然乎(論語) 受楚之功而取貨於鄭不可謂國秦不其然(左襄二十六○正義云、秦不

肯其知是也、○注疏本作其不然者、恐非、

此れも上の例と同じ、「其不然乎」と云ふは、然らざるとなり、「不其然乎」と云ふは、うらになりて、其れしからずまじかりと云ふと

なり、護法論は、其然のはずなり、うたがはし、

【其無】無其 宋太子痤繼而死公徐聞其無罪也云云(左襄廿六) 惡者惡之而善者不好則必

其無可好之實(論語注) 衛懿公之死非其無人也(老蘇上王長安書) 非惡其無名也惡其無實也

(衛靈公直解) ○苟無其德不敢作禮樂焉(中庸) 無其理則不必禱(述而集注)

其無罪と云ふは、其の字人をさす、無其德は、其の字徳をさす、其の字上下の差別、いづれもこの通りなり、

【其有】有其 其有不合者仰而思之夜以繼日(孟子) 得吉而無咎者以其有順德也(升卦傳)

曹太子其有憂乎、非歎所也、(左桓九) ○雖有其德、(中庸) ○雖有其位、(中庸) 恥有其辭而無其德、恥有其德而無其行、(表記)

其無、無其と同じき理なり、

【其以】【以其】 吾惡其以好内聞也、(魯語) 稱伐取者其以鄭莊公殘民之甚當此刑矣、(胡傳隱十年)

○鄭忽以其有功也怒故有郎之師、(左桓六) 陶冶亦以其械器易粟者、(孟子) 君子所以異於人者以其存心也、(孟子)

【以其】は、それを以てするなり、【其以】は、以の字下へ接す、或は人なさして其と云ひ、或は發語になりてそれと云ふ、

【其非】【非其】 如其非、義斯速已矣、何待來年、(孟子) 又使其非、疾以警教之也、(陽貨集注)

○非其義也、非其道也、祿之以天下弗顧也、(孟子) 苟非其人、道不虛行、(易系辭) 孔子奚取焉、取非其招不往也、(滕文公)

【其非有】【非其有】 久假而不反、惡知其非有也、(孟子) ○尺地莫非其有也、(孟子) 夫謂非其有而取之者、盜也、充類至義之盡也、(孟子)

右二條同じわけなり、上の其無、無其の例にておしるべし、其非義と云ふは、其の事が非義なと云ふと、非其義と云ふは、義理のそのすぢでないといふと、【其非有】【非其有】も同じわけなり、

【其不由道】【不由其道】 爲父母者、非不顧其男女之有家、家而亦惡其不由道、(孟子注) ○古之人未嘗不欲仕也、又惡不由其道、不由其道而往者、與鑽穴隙之類也、(孟子) 由其道則行、

不由其道則廢、(荀子議兵) 夫富貴聲名人情所樂、而君子或得而不處、何也、惡不由其道耳、(三國志王昶傳)

孟子の本文に「不_レ由其道」とあるは、仕官のその道すぢをさす、注に「其不由道」と云ふは、その人をさして其と云ふ、其の字さしどころ同じからず、人と道との差別を辨ずべし、

【其爲】【爲其】 其爲人也孝弟、(論語) 其爲仁之本與、(論語) 惡在其爲民父母也、(孟子) 若權衡之稱物、低昂屢變而不害其爲同也、(孟子離婁注) ○爲其子孫者、果若循理奉法、足以長守其富貴、(孝經大義)

【其爲】【爲其】 (爲去聲) 苟偃卒而視、不可含、槩懷子曰、其爲未卒、事於齊、故也乎、(左襄十九) 其爲子孫後世、慮可謂詳且遠矣、(前漢書卷九十五本義傳) ○爲其少故也、吾將授之矣、(左隱十一) 所惡執一者、爲其賊道也、(孟子) 貴有德、何爲也、爲其近於道也、(禮祭義) 爲其賢於士也、故使之公卿、(王制公陳官論)

【其於】【於其】 其於地也爲黑、(易說卦) 其於人也爲大腹、(易說卦) 四時之相推奪、其必有不得其平者乎、其於人也亦然、(韓非子) ○君子於其言、無所苟而已矣、(論語) 古之君人者、於其臣也、可謂盡禮矣、(前漢賈山傳) 於其去也、不能忘言、遂爲之序、(歐文忠送宋君序) 人君之尊、雖屯難之世、於其名位、非有損也、(屯程傳) 於其常用之器、各因其事、而刻銘以致戒、(大學或問)

右三條條同じわけなり、【其於】は、其れが於てするなり、其於人也と云ふがごとし、【於其】は、其れに於てするなり、於其區と云ふが如し、此等のと、中國にても、まぎるしとありと見えたり、○其字是指二那事物一而言、於字係語向二這箇一之意、句中其於兩字連下

者、是說三那人那事在這箇事物上、於其連下者、是向三那事物、(見助語辭)

與字格凡七條

【一與一】【一之與一】立天之道曰陰與陽、立地之道曰剛與柔、立人之道曰仁與義、(易說卦)
 天下之無營而文生之者、惟水與風而已、(老蘇) ○天子之與后、猶日之與月、陰之與陽、相須而
 后成者也、(昏義) 天子之與后、猶父之與母也、(昏義) 獻子之與此五人者、友也、無獻子之家者也、
 (孟子) 天道之與人、道也、相去遠矣、(莊子在宥) 大王自度於皇帝、孰與太上皇之與高皇帝、及皇
 帝之與臨江王、親、(史韓長孺傳) 逆之與順、臣無以辨、(宋元通鑑十三) 夫少之與長也、異觀、(韓文) 嘗
 見夫水之與風乎、(老蘇文) 君子之與小人比也、自守以正、(漸卦程傳)

與の字一字ばかり用ゐるは、上下のことを牛角にならべて云ふ、陰與陽、仁與義と云ふがごとし、上下に輕重なし、之の字を加ふるは、
 上の事主になりておもし、孟獻子之與此五人者、友也と云ふをみてしるべし、赤壁賦に客亦知夫水與月乎と云ふは、之の字なし、老
 蘇の文には、之の字あり、是れも同じきわけなり、

【與其】【其與】與其殺無辜、事失不經、(書大禹謨) 且子與其死於臣之手也、無寧死於二三子之
 手乎、(論語) 與其譽於前、孰若無毀於其後、與其樂於身、孰若無憂於其心、(韓文序) ○夫子之言
 曰、吾與回言終日不違、如愚、則其與衆人辨也、有矣、(韓答張籍書) 考其所向、則有常人之所恥者、
 此其與求堯舜孔子之道、而期於必至、何啻九牛一毛哉、(陸子策問)

【與其】【其與】のわけ、其於、於其と同じきとなり、詳かにするに及ばず、

【與之】【之與】與之借、而不自失焉、(孟子) 雖與之俱、學弗若之矣、(孟子) ○義之與比、(論語)
 八世之後、莫之與京、(左莊廿二年) 擁腫之與居、鞅掌之爲使、(莊子) 不逞之與羣、而厥父之不恤、
 (三國志董昭傳) 鹿豕之與遊、木石之與居、(王遵若集)

【與之】【之與】の別、由之、之由の例にておすべし、

【與誰】【誰與】以此而推西南將萬里、無外、權備將與誰守死乎、(三國志魏二) ○死者如可作也、
 吾誰與歸、(禮弓) 遠而無人、吾誰與爲鄰、(莊山水) 予美亡此、誰與獨處、(詩唐風)

此れは使誰、誰使と同じきとなり、與の字の上下、義理の差なし、語路の便による見えたり、

【與一不同】【不與一同】其性與人殊、若犬馬之與我、不同類也、(孟子) 心事罕、與俗輩不
 同、(韓文) 霜與露不同、(程遺書十八) 伯夷伊尹、與孔子不同道、(蒙引) 高世絕俗、與衆不同、(直解)
 ○不與我成、申、(詩揚之水) 不與我成、甫、(詩揚之水) 不與民同樂、(孟子) 君不與同姓同車、與異姓
 同車、不同服、(禮坊記)

この法同じきやうなる中にて、少し意かはる、その差別甚だ微なり、同じ孟子の中に、與我不同類とあるは、我れとは類がちかふと
 云ふと、不與民同樂とあるは、與民同樂とあるは、與民同樂とあるは、與民同樂の四字一つじきなり、何れもこの例にておすべし、

【與一不可】【不可與一】以此自治、與天因機、亟決、電掃風馳者、固不同、然猶歸于其與、講和
 之計、不可同年而語矣、(朱書) 與異端爲生死事大、無常迅速、然後學者、正不可同日而語、(朱書)
 廖子晦書) ○細推其端、卽道不可以在一語、自莊子中來、所以尤覺不粹、以此知異學決不可

與聖學同年而語也。(朱文)

此の譯異義なし、文勢の長短緩急の差別なり、

【不與共一】【與不共一】【與一不共】居父母之仇云云不與共天下也(禮記) 議讎之輕重有至於不與共戴天者(胡傳袁元) ○西戎者秦之臣子所與不共戴天之讎也(詩傳) ○申侯者王法必誅不赦之賊而平王與其臣庶不共戴天之仇也(詩傳之水傳) 中原陷沒未嘗不痛心疾首與虜有不共戴天之讎(王梅溪荆子)

此等の文法尤もこまかなる事なり、凡そ與と云ふは、先と相手になると、共と云ふは、ともくにつれだつと、西戎は秦のあたなるゆゑに、彼れとは共々に天をいたいかぬ讐なりと云ふ意にて、與不共と用ゐるは、彼れとともに天をいたいくとをせぬと云ふと、差別あきらかななり、又與の字を上へあけて、その間に詞ありて、下に不共の字を用ゐるは、虜とは、臣庶とはと、上にてきりて、共に天をいたいかぬと云ふとなり、

非字格凡十三條

【非必】【必非】非必外本内末而後財可聚也(大學章句) 今之征伐非必略地屠城要在平定安集之耳(光武勅馮異) 所謂己私者非必如常人所見之過惡而後爲己私也(陸與胡季隋書) ○謂之賢人必非黨附朝宰交亂將相者矣(李德裕集) 說書必非古意轉使人薄(近思錄) 盈車之魚必非苟之所制(詩說約)

【非必】【必非】は、必不と同例なり、【非必】は、必しも何に非ずと、辭二半になりて、一決せず、【必非】は、かならず何に非ずと、決してきはめたるものなり、

【非皆】【皆非】民之有田者非皆躬耕之也而無田者爲之耕(小意) 非盡人之子與(孟子) 夫營爲謀慮非皆不善也(朱與張書) ○長幼卑尊皆非薛居州也王誰與爲善(孟子) 管叔之惡則未著而其志其才皆非象比也(公孫丑注) 自古聖人賢士皆非有心求於聞用也(詩臣論) 不皆、皆不と同例なり、

【非苟】【苟非】非苟沒於利而榮於名也(韓文上宰相書) 鞏非苟慕執事者慕觀聖人之道於執事者也(曾文上歐陽書) 辭情懇至非苟然者(陸子集要) ○苟非其人道不虛行(系辭) 苟非其人單食豆羹見於色(孟子) 苟非以德信懷之未易平也(宋元通鑑十四) 不苟、苟不と同例なり、

【非本】【本非】不得已而去非本欲如此也(公孫丑注) 非本無定體而可以無所不爲也(告子注) 學非本不同非本不一而末異若是(列子) ○本非能輕富貴之人(盡心注) 性與命本非二物(字義詳講)

【非本】【本非】のわけも、上の例にておすべし、此等の差別、日本のことばにては、心に會しても、口にはいひわけがたし、大抵【非本】は、本にあらざるなり、【本非】は、本よりあらざるなり、

【非獨】【獨非】非獨賢者有是心也人皆有之(孟子告子) 若吾子野非獨其善可銘(歐文) 非獨人爾物皆有之(困知記) ○貪淫甚矣獨非罪乎(左昭十六) 豐狐文豹栖於山林伏於巖穴然且不免於網羅機辟之患其皮爲之災也今魯國獨非君之皮邪(莊子山木) 伯主之興固世道之一

この二條同じきとなり、前の不以二字の格と參考すべし、城非不_レ高也、池非不_レ深也とあるは、城の池のと云ふものを一つづつあげて、その堅固なることをいへり、城池の字主になる、それ故城池の字を上に置く、非_二將士不_レ勇と非_二の二字をわりて、非の字を上に置くは、大將の罪を自ら悔いたるものにて、此の度の敗軍は、將士の不勇なる故にてはなないと云ふこと、非の字下の四字にかゝる、差別甚だ明かなり、尤も勸辨すべし、非_二德不_レ至、德非不_レ至も、同じ理なり、

所字格凡十一條

【所同】【同所】 心之所同然者何也、(孟子) 降衷秉彜人所同得、(盡心注) 夫天命不已固人物

之所同得以生者也、(朱答_レ張書) ○皇天后土同所憤疾、(王謙擬春秋文辭_二辭_一○皇明文範)

【所同】【同所】 義理の差なし、文字のつゞき、上下のつりあひなり、

【所處】【處所】 精爽散越不知所處、(三國志) 無所處而不當、(韓文原道) ○人生有處所死復何

在耶、(三國志) 山行海宿不擇處所、(韓文)

【所處】【處所】 甚だ差別なし、處は、をるとよむ、所は、場所なり、それゆゑに【所處】と云ふは、をると云ふこと、處なり、【處所】は、をりと云ふこと、實なり、

【所素】【素所】 勸_レ羯賊耳詐_レ乃其所素有、(晉紀發明) 自幼至老之所素願、(三體詩存目) ○司馬遷

言_レ陵事親孝與士信常奮不顧身以殉國家之急其素所蓄積也、(李陵傳) 乃夜召素所親壯健者長樂從官、(後漢書) 素所親厚布在州郡、(通鑑) 其直節忠誠爲中外素所稱信者君子也、(歐陽

買昌朝劄子) 此れも所同、同所と同じきこと、義理甚だことならず、

【所固】【固所】 性分之所固有、(大學序) 其稱侯者位其所固有也、(胡傳_二詩_一) ○不敢請耳固

所願也、(孟子) 親喪固所自盡也、(孟子) 若得視衛君之事君也則固所願也、(左襄十五) 富貴固

所不論、(禮唐紀) 不避之罪則固所不敢逃也、(王肅大事記後記_二金華文統_一)

【所皆】【皆所】 有得焉而思與其子孫人情之所皆然也、(王梅溪集萬論) ○物必有理皆所當窮、(程

子) 安重誨爲樞密使事無大小皆所參決、(自怡)

【所深】【深所】 此天理大變人情所深駭、(胡傳_二文元_一) 無責難者將有所深責也、(東坡) 以時節宜

益_レ綏壽社是所深望、(朱書六十四) ○爲禮法之士何曾等深所讎疾、(三國志王榮傳) 宿願爲一兩日

款深所望也、(朱答_レ家書) 竊聞進學之意甚篤深所望於左右、(朱書) 凡此皆深所未喻、(朱答

張書)

【所復】【復所】 天下國家之成敗安危尙何所復望其判白黑於其閒哉、(龍象山與_レ包書) ○死者

無復所能於事也、(後平長傳註) 又似直以易之取象無復有所自來、(朱易象說) 此豈可復有所馳

驅於世哉、(唐荆川書_二皇明文則_一) 右四箇條いづれも同じきとなり、所の字のかかり所を辨ずべし、所_二固有_一は、固の字下へつゞく、固所_レ願は、所の字下へつゞく、いづれも同じきとなり、

【所嘗】【嘗所】 子所雅言詩書云云、(論語) 此喪之中庸也王者之所常行也、(禮喪服四制) 且記

所嘗論辨取舍之意別爲或問、(中庸序) 上少時所嘗游處也、(前張安世傳) 此狗即袁郎所常騎也、

〔宋書袁粲傳〕 ○嘗所怨恨輒任客殺之（後五行傳） 仲舒史遷嘗所信用（綱目前七） 慕前有一栢樹
 襄常所攀援（魏志王粲傳） 彭城王義康聰識過人常所暫遇終身不忘（宋書） 汝昔作上士時常
 所食也（梁隋文紀） 考其實不及王霸而求名欲過三王此孤常所非笑（梁唐高紀） 告行於常所
 來往（韓文書）

〔所尤〕〔尤所〕 夫軍旅之所最急者惟糧食爾（周禮訓翼） 是聖人所尤用心者也（柳文與韋書）
 強所最勞而使之有自喜之心（小蘇策） ○三王年長尤所畏憚（宋書建安王傳） 姦臣最所畏憚（通
 鑑唐紀） 豫以其凡先施尤所望也（陸子集要） 乃其最所用意以誘進學徒者（困知記）

右二條いづれも同じきと、義理甚だ異なるとなし、長短先後のわけを辨すべし。

〔所深不〕〔深所不〕 明者亦復不以爲非是則慕所深不識也（朱書六十四） ○人子之心深
 所不違（朱書） 恩除過望深所未安（朱書）

此れも文字數はあれとも、上の所深、深所と同じきにて、〔所深〕とは、深の字下へつゞく、〔深所〕とは、所の字下へつゞく、義理甚だ異なるらず、文法自ら然り。

〔所字雜格〕 婦人伏於人也無所敢自遂也（大戴禮本命） 考其行事議論之本末則於鄙意所不
 能無疑者尙多（朱書韓尙書） 平日所疑而未白者（朱與張書） 非敢有所優劣也（辨體凡例） 其風
 流氣槩豈能所可髣髴哉（詩人玉屑）

使字格凡五條

〔使必〕〔必使〕 以禮而道其志之所行使必中節（樂記注） 報答之辭令必有適（鑿光武紀） 集魯

公之文使必傳於天下必信於後世（劉敬叔善公集序） ○子與人歌而善必使反之而後和之（論語）
 必使學者即凡天下之物（大學章句） 李註曰適猶所也言報答之辭必令得所也（鑿光武紀）

〔使必〕は、必とするやうにこの方よりせしむるなり、それゆゑ使の字上にあり、〔必使〕は、きこえたる通りなり。

〔使皆〕〔皆使〕 能使皆出於君命則可以濟時之否（否卦傳） 天誘其衷使皆降心以相從也（左
 傳廿八） 使皆行而後可（左定八） 文宣太后廟四周柏樹獨鬱茂侯景使悉斫殺（梁書） ○其有
 增加皆使與奪田同罪（後劉毅傳） 各具宣布威使知聞（鍾士季徵） 皆令朝臣王公已下各舉所知
（衍義補百廿一） 故茲詔示威使聞知（明文王疏詔）

此れも上の使必、必使の例と同じきとなり、その内、使皆、合皆とあるべき所に、多くは皆使、皆令と用ひたり、所によりて通用して、互に書くとみえたり、強ひて意圖を求むべからず。

〔使各〕〔各使〕 宮音至大羽音至小律之使各得其稱（樂記集說） 使各反其鄉里（賈誼過秦論） 解
 釋文義使各有指歸（朱書胡廣中書） ○降者厚賞各令安土（范希文○衍義補百五十一） 移書諭告各使
 安其資業（賈誼○衍義補百五十一）

〔使將〕〔將使〕 但昏弱之資執之不固尤悔月積計有甚於吾友之所患者乃承訪以所疑使將
 何辭以對耶（朱書劉子澄書） ○將使卑踰尊疏踰戚可不慎與（孟子） 將使天下之人皆如己之
 不肖而淪胥以陷焉（大學或問）

此の二格も、上と同例なり、

【使字雜格】翁還撫之曰子可教也復使食糞(後方術傳) 太祖愛之常令在左右(魏志明帝紀) 有精兵萬人付智略者任將常使嚴整(吳宗室傳) 玄宗爲安祿山起第令但窮壯麗不限財力(唐書) 其所不能不強使爲(韓文書) 庶幾不墜使卒有明也(韓文書) 諺曰誰爲爲之孰令聽之(司馬遷報任安書) 言我爲誰而爲又令誰聽我也(文章軌範註)

爲字格凡十二條

【爲甚】【甚爲】物皆然心爲甚(孟子) 親長在人爲甚【甚親】之長【甚易】之在人爲甚(離騷註) 河源起自西北去中國爲甚遠(宋景濂治河議) ○系辭之語甚爲精密(朱易大全) 通俗反音甚爲近俗(顏氏家訓)

【爲甚】【甚爲】別して異義なし、その内、三字句には、【爲甚】とあり、四字句には、【甚爲】とあり、これは語路のつゞき宜しき故にや、あまたの内には、たま／＼違ふとあれども、大抵はこの通りなり、

【爲最】【最爲】天於萬物爲最大(唐書沈伯儀傳) 其明於是非得失之理爲尤詳(曾文正平甫文集序) 人之所稟獨得其秀故其心爲最靈(大樞圖解) 三代之教藝爲最下(朱子貢舉私議) ○人之進事固當有序女之從人最爲大也(漸卦傳) 代王高帝子於今見在最爲長(漢高五王傳) 衆科之目進士尤爲貴(唐選舉志) 佛氏之言比之楊墨尤爲近理所以其害爲尤甚(程子)

【爲最】【最爲】の三字句は、唐書のごとく爲最大と用ゐる法多し、最爲大と置くと、偶々あるとなり、此れはさのみ意義の大に違

ひたるとはなし、最大の二字つゞきたるゆゑなり、

【爲最——】【最爲——】向之序此書於今爲最近古(曾子) 惟樂記爲最近道(程子) 汝於聲聞中爲最多聞(雜摩經) ○于人倫日用最爲切要(陽貨直解) 二先生發明此意最爲詳備(朱文君子貴道說) 四時改易尤爲無藝(張以寧春王正月考)

【爲最】【最爲】の四字句は、古文に常に「最爲」と用ゐると多し、「爲最」と用ゐるはまれなり、上の三字句の法とはうらはらなり、この二條は、其のわけ爲甚と同じ、

【爲有】【有爲】得之爲有財古之人皆用之(孟子) 惟助爲有公田(孟子) ○有爲者亦若是(孟子) 其可以有爲乎(升卦傳)

【爲有】【有爲】は、諸格とは各別かはる、【有有】と云ふは、爲の字わきより物を評判するに於て、爲甚、爲最の爲のごとし、【有爲】と用ゐるは、爲の字ものをなし行ふとなり、詳かに辨するに及ばず、

【爲得】【得爲】以意逆志是爲得之(孟子) 以陰居陰爲得其實(妻卦傳) ○送終之禮所當得爲而不盡(公孫丑注) 何得爲君子乎(憲問直解)

【爲能】【能爲】無恆產而有恆心者惟士爲能(孟子) 唯大人爲能格君心之非(孟子) 唯智者爲能以小事大(孟子) 惟天下至聖爲能聰明睿智足以有臨也(中庸) ○或曰世守也非身之所能爲也(孟子) 君子能爲可貴不能使人必好己能爲可用不能使人必用己(荀子大略) 能爲師然後能爲長能爲長然後能爲君(學記)

右二條も、前の有爲と同じきにて、爲の字のわけ異なり、唯士爲能と云ふがごとき、よくすとすとよむべし、よくするとすとよむ

は惡し、唯天爲レ大、唯助爲レ有ニ公田一と云ふ類、いづれも同じきとなり、

【爲至】【至爲】 冢宰、上兼三公、其職任爲至重、(胡倍三十) 四六駢儷、於文章家爲至淺、(容齋三筆)

○爲學次第、至爲穢悉、(大學或問) 民情好惡、大略可見、而小民至爲難保、(衍義廿七) 首尾相應、極

爲詳備、(衍義補百五十九) 關雎之詩、至爲深遠、(陸深史綱辨疑)

此れも爲甚、甚爲の別と同じ、三字句四字句長短差別あり、

【爲皆】【皆爲】 既濟者、以皆濟爲義者也、小者不遺、乃爲皆濟、(易古注) 如史墨之言、則爲皆是

眞龍、(左昭廿九杜注) ○人之所履者、容足之外、皆爲無用之地、(衛靈公注) 表與襲、皆爲不敬、(玉藻)

當弔而不弔、當免而免、皆爲廢禮、(文王世子注)

【爲苟】【苟爲】 不爲苟得也、(孟子) 君行峻、不爲苟合、(朱文一經堂記) ○苟爲不熟、不如莠稗、(孟

子) 苟爲不然、則必有是四者之病矣、(孟公孫丑注)

【爲苟】の爲は、なし行ふと、「苟爲」は、虚語なり、苟も熟せずとせばとよむてにはなり、熟せざることなすに非ず、

【爲便】【便爲】 但謂之人心、則固未以爲悉、皆邪惡、但謂之危、則固未以爲便、致凶咎、(朱答蔡書)

○固非以心之應物、便爲不得其正、(大學或問) 幾微之際、一有覺焉、則又便爲已發、而非寂然之

體、(朱與張欽夫書)

【爲便】【便爲】甚だ違ふとなし、義理の先後なり、

【爲孰】【孰爲】 鄙人與楚人戰、則王以爲孰勝、(孟子) 然二先生之學、不知所造、爲孰深、(程允夫寄

レ朱書見二朱文集二先生指二周張二子) 雖食息於天地間者、曾未幾時、然亦可以了浮生、一事矣、其視老死、

而宗族羞之、鄉黨罵之者、爲孰愈也、(朱廷立○皇明文苑) ○孰爲夫子、(論語) 弟子孰爲好學、(論語)

人道誰爲大、(禮哀公問)

【孰爲不】【孰不爲】 吳鎰曰、如治天下、審所向、論孰爲利、孰不爲利、孰爲害、孰不爲害、何不

云、孰爲利、孰爲不利、孰爲害、孰爲不害、以此推之、可知用字法、(文章一貫) ○孰不爲事、事親事

之本也、孰不爲守、守身守之本也、(孟子)

此れは事は同じやうなるに、不と云ふ字のかゝり處異なり、文章一貫の文をみれば、漢文にも辭のあとさきをあやまるとはあると
みえたり、孰爲利、孰不爲利と云ふは、利を主に、爲と不爲とをたゝかはせたるなり、孰爲利、孰爲不利と云ふは、利と不利とを
たゝかはせて、いづれぞと各々孰爲を加へたるなり、二つの内にては、あとの方宜しきゆゑに、文章一貫にもかくいへり、孟子の文は、
又各別のと、いづれか事ふとせざらん、皆事ふと云ふと、意うらへかへる、上とは各別なり、

似字格凡三條

【似亦】【亦似】 心有忿懣之說、似亦無可疑、(朱答林擇之書) 下文又舉仁義禮智以爲之目、則此

句似亦無害、(朱書) ○庾翼曰、殷君驕豪、亦似由有佳兒、(梁晉書)

【似亦】は、亦するに似たるに、「亦似」は、亦にたりと云ふと、意のあとさきを辨ずべし、下の條これにならふ、

【似稍】【稍似】 近加訂正、似稍明白、(朱答范文叔書) 意思似稍穩當、(朱答張敬夫) 比舊似已稍勝、

(朱答張敬夫) 別尋得一頭緒、似差簡約端的、(朱與劉子澄書) ○發明得天人無間、斷處稍似精密、

〔朱答何叔京書〕 前說稍似可採(歐文劄子)

〔似字雜格〕 似皆剽語(朱與張書)

朝廷立學養士之意與夫制財用之法似皆不如此(朱與三季敦

〔安者(朱與呂子約書) 熹詳此數句似頗未安(朱與敬夫書) 與奪之際似已平允(朱與敬夫書) 〕

少似乖戾(韓文鄭相公啓)

前書所論原憲一條似於鄙意有未

〔連上句說似更分明(朱與敬夫書) 似恐於公平之意未完(朱答呂書) 〕

但子靜似猶有些舊來

意思(朱答呂書) 此似只說得義字(朱答張書) 似只以性對心(朱答張書) 但云出於自然則只似

言性而非所以語命矣(朱答張書) 聖人本意似只如此也(朱答許願之書) 似初無此意(朱答林擇之

書) 似初無甚發明(朱答林擇之書) 凡宇宙之中敦固之物皆山之似也吾觀夫仁者亦甚似夫

山耳(金穀似稿清人) 屢讀鈞聽然似頗未蒙深察(朱與三陳公別紙)

〔若乃〕〔乃若〕 若乃世公二郡之舉斯爲過矣(風俗通)

若乃論文敘事則固別區分(文心雕龍)

○乃若其情則可爲善矣(孟子)

〔若乃〕は、若夫のことし、〔乃若〕は、夫若のことし、

〔莫若一〕〔莫一若〕〔莫一如一〕 信斯言也宜莫如舜(孟子) 朝廷莫如爾鄉黨莫如齒輔世長

民莫若德(孟子) ○謂人莫已若者亡(書仲虺之誥) 羣臣又莫君若者亡(說苑) 凡爲愚者莫

我若也(柳文) 自回以下則穎悟莫賜也若矣(丹鉛總錄十二) 出於天性不可以言閒計奪者莫父

子若也(皇明文衡高啓) ○天地閒動物莫健如龍而馬次之(衍義補百廿三)

若の字、二字目にあると、三字目四字目にあると、別の仔細なし、緩急輕重のたがひなり、

若字格凡四條

〔不若一〕〔一一不若〕〔不一若〕 曾謂泰山不如林放乎(論語) 知之者不如好之者好之

者不如樂之者(論語) 爲指之不若人也(孟子) 可以人而不若鳥乎(大學) ○王棄逐其子曾

視投免死人之不如(小雅朱傳) 曾伐木析薪之不若也(小雅朱傳) 幽王無良不一其德殆鴛鴦之

不如(衍義) 莽大夫之書嚴乎懼乎失身二姓曾薛逢諸人不若(蕭良有評○玉堂網鑑) 將見犬馬聲

色珠玉文繡曾士芥瓦礫之不如矣(博議) ○學之不古若科舉之習害之也(喬行簡五經翼) 治不

古若蓋有由耳(宋綱目廣義)

此の三法、義理にかはるとなし、亦文字の緩急なり、

〔若字雜格〕 知覺運動人與物若不異也(告子集注) 漢臣長予四年予兄弟視之漢臣視予則師

弟子如也(王文馬漢臣墓誌) 知農民之苦未有漢文若者也(衍義廿七) 姦臣在天子之左右其所

以蒙蔽之者豈但一指若哉(衍義補一) 王粲詩初若不經意然遣辭屬意清麗絕人(文獻通考)

其腹中固已江漢若矣(李卓吾書○古今文致) 閒讀魯論夫子之言行夏之時若恍然而有省也(張以

寧春王正月考) 夷考其他則未能一一伊傅如也(楊守陳孔明論○皇明文範)

用字格

不若一一不若不一若、若字雜格、

難字格凡二條

【難悉】【悉難】言不盡於此餘難悉載（曹植辨道論後漢書注） ○是皆大者餘悉難名（歐文信香爐賦）

【難卒】【卒難】（卒與發同） 夫病已深而欲求乾久之艾固難卒辨（難書注） 盧芳夙賊難卒以力

制（後郭俊傳） 難以速破（續綱目十九） 軍伍之制階級部分已定難速更改（衍義補百卅） 不唯先丞

相一身之德業 難遽形容（朱答趙書） ○倉卒之際亟難措置（衍義補） 每類之中衆體並出欲

識體而卒難尋考（文章辨體凡例） 非理明義精卒難決擇（朱書） 楞伽經散漫不一觀者卒難理

會（困知記三）

此れも上と同前なり、その内、文字のつもりにては、にはかになりがたいと云ふとは、難と定まりて書くべきことなり、時によりて、
速難とも書く、わづかの間なれば、緩急の差別にもあらず、此れは音呼の便によりて、時に因りてたがふとみえたり、再不、不再の
とし、然れども又俗語にもあらず、

至字格凡一條

【至乃】【乃至】至乃田竇衛霍之遊客廉頗翟公之門賓（朱暉傳論） 至乃復比鄧夫人於文母（裴

嗣傳） 叔世衰亂崇使巫史至乃宮殿之内戶牖之閒無不沃醑甚矣其惑也（魏齊初五年詔） 甚至

乃有爲虜向道者（衍義補百四十四） 若韓公者至乃自謂已之道乃夫子孟軻揚雄所傳之道則其

言之不讓益甚矣（朱答三則益公書） ○一字之義有所不明而其禍乃至於此（大學或問） 其尤賢者

乃至成功如是（老蘇廣士） 卒時貧甚乃至無以爲家（朱四賢堂記）

【乃至】は、きこえたる通りなり、佛書に多くあり、【至乃】は、乃の字下へ長くかゝりて、それに至ると云ふと、後漢書已來、南史唐書
の中に多くあらはる、

不可字格凡二十八條

【不可更】【更不可】不利寶包直之魚豈能及寶謂不可更及外人也（程傳始卦） 唐太宗

謂羣臣曰死者不可更生（衍義二十五） 譬猶大厦弊則脩之不可更造（王梅溪集對策） 夷齊讓國

而逃後來自是不合更食周粟（朱答二張敬夫） ○不知用心錯誤何故至此使人更不可曉（朱答二江

傳功書） 老兄以爲嘗經文定之手更不可改（朱與張書） 今日只思量今日事更不可思量明日

事（朱語百廿）

【不可更】【更不可】更の字、意の先後なり、前の不更、更不とははせ考ふべし、不の字ばかりと不可の二字との差別ばかりなり、

【不可皆】【皆不可】珍寶甚多不可皆識（南齊書始興王傳） 其餘非賢不可皆養（李旴江集） 程

子之言此類非一不容皆誤（大學或問） 事有所不可並從而欲不可以皆得（小蘇策） ○讀法平

價皆不可闕（難書注） 上下求之而皆不可得（詩朱傳秦風） 是果堯舜三代之法歟皆不可得而考

矣（衍義補九十三）

此れも不皆、皆不と同じ、合せ考ふべし、不可皆識とあるは、しれたるもあり、しれぬもありて、ことごとくはしれぬと云ふと、皆
不可識とあるは、ことごとくみなしれぬと云ふとなり、

用字格 不可必— 必不可— 不可全— 全不可— 不可兩— 兩不可— 不可便— 便不可— 不便可— 不可一、七、八

【不可必—】【必不可—】 豈不欲中道哉不可必得故思其次也(孟子) 要(ス)使(ス)天(ス)子(ス)有(ス)所(ス)不(ス)可(ス)必(ス)爲(ス)而(ス)羣(ス)下(ス)有(ス)所(ス)震(ス)懼(ス) (小蘇策) 情者出于不可必無者(李空同序商錄序) ○緣木求魚言必不可得(梁惠王集注) 其事有所必不可聽則專行而不顧(蘇子由策) 天下知其不可以必得也然後勉強於功名而不敢僥倖知其不至於必不可得也然後有以自慰其心久而不懈(大蘇無丑善) 不必、必不と合せ考ふべし、

【不可全—】【全不可—】 斯理之不可全詰者也(後荀彧傳論) 韓偓曰此輩亦不可全無(唐七十八指宦官) 問左傳可信否曰不可全信信其可信者耳(程遺書十九) 大抵古禮不可全用(朱語八十四) 神仙之事未可全誣(顏氏家訓) 亦未可全責他(陸語錄五) 未可全不信(朱語九十七) ○案

陳結之並無所經見全不可曉(容齋五卷八) 但欲實到須躬行非是道理全不可思量不可講說也(朱答張欽夫一書) 不全、全不と合せ考ふべし、上の不可皆、皆不可と同じとなり、

【不可兩—】【兩不可—】 身計國謀不可兩遂(顏氏家訓) 名不可兩立行不可兩全(說苑四) ○受刑誅者人各有心兩不可得(風俗通)

【兩不可—】と云ふは、兩つながらならぬと云ふと、「不可兩」と云ふは、一つはなりて、兩つともにはならぬと云ふと、獨不、不獨の例とおなじ、

【不可便—】【便不可—】【不便可—】 讀者亦宜各就本文消息不可便以孔子之說爲文王之

說也(易本義圖注) 否既休息漸將反秦不可便爲安肆(否卦傳) 既曰仁之端則不可便謂之仁(程子語○近思錄) 將士疲勞不可便用(三國志郭艾傳) ○豎子若過今日便不可制(北魏書爾朱榮傳) 周禮儀禮可信禮記便不可深信(朱語八十六) ○此篇先生主意以言僧不便可謂之靜(東坡集三靜照堂詩注) 【不可便—】は、不便のことし、「便不可—」は、便不のことし、いづれも上の通りなり、この外「不便可—」は、便の字下へつとき、それに不の字を加へたるなり、不便の例をも参考すべし、

【不可輒—】【輒不可—】 塵埃射人不可輒視(墨莊漫錄) ○凡世之墨不過二十年膠敗輒不可用今吾墨皆百餘年不敗(墨莊漫錄)

輒は、すなはちとよみ、たやすくとよみて、ことかまのまゝに無造作にするとなり、不(レ)可(二)輒(一)視(一)は、たやすくみるとがならぬと云ふと、不可を上におきたるものなり、輒不可用は、そのまゝ用むられぬと云ふと、不可用の字連接して、それに輒を加へたるなり、

【不可但—】【但不可—】【不但可—】【不不但—】 魏王操曰爲將當有怯弱時不可但恃勇也(衍義補百廿九) 司馬溫公曰殲殲之閒亦當輟哭臨視務令安固不可但哭而已(家語四) 不知六合之閒又有如此國土不可但以耳目之所接者爲是也(列子穆王注) ○程子曰庶母亦當爲主但不可入廟(家禮大全) 孔子若有財必與顏淵爲椁所謂喪具稱家之有無者但不可非義它求耳(朱答石子重書) 居喪爲尊長強之以酒當如何朱子曰勉徇其意亦無害但不可至沾醉食已復初可也(語類) ○帝者公平天下其道可以常行皇優於帝其道不但可常行而已又更大於常(書序正義) 章句似可以兼說下節之旨不但可施於此節云(中庸大全十三章) ○其詭詐不誠縱民肆寇不(レ)不(レ)但(レ)已(一)(名山藏日本傳)

【不可但】【但不可】は、不但、但不のごとし、【不但可】は、但可に不を加へ、可に不但を加へたるなり、【不但】は、めづらしき字法なり、

【不可苟一】【苟不可一】夫生不可不惜、不可苟惜、(顔氏家訓) 不可苟徇人情也、(朱語八十三) 吾

不可以苟射故也、(左宣十二) 人不可以苟富貴、亦不可以徒貧賤、(大蘇上三梅直講二書) 禦寇是說、固

不可以苟贊、亦不可以苟贊、(陸象山論) ○夫此二者、苟不可以遂棄、則宜有以少假之也、(大蘇無五

善〇二者、謂三府史賤吏之類一也。

不荀、苟不の例にて準じしるべし、

【不可猶一】【猶不可一】喜怒哀懼云云、其已發也、不可猶有留滯之心、(胡雲峯大學通) 隋、裴虔通

身爲弒逆、幸免族夷、不可猶使牧民、乃除名流驩州、(通鑑唐紀八) 不應猶有安於卑近之嫌也、(朱

答敬夫書) 太公以大老歸周、後不應猶有未字之女、可配武王、(詩說約十) ○猶不可禁禦、是故閑

之以禮、(左昭六年) 廷尉者、天下之平也、猶不可以失平、(三國華歆傳)

不猶、猶不の例にておししるべし、不應猶も、不可猶のごとし、不可と云ふは、さうせられぬと、不應と云ふは、さうあるはずでない

と云ふと、細量して云ふなり、

【不可終一】【終不可一】貫古今而不可終窮、(吳立大〇文章辨體) ○有斐君子、終不可諠兮、(詩淇澳)

繁風捕影、終不可得、(谷永書) 威權太盛、終不可制、(晉書劉琨傳)

不終、終不の例にてしるべし、

【不可盡一】【盡不可一】天下之事、非宰相不可議行、非諫官不可盡言、(小蘇策) 襄頌功德、雖

不可盡信、(王深文辨體) 五色并馳、不可殫形、(神女賦) 爲偉人者、不可勝數、不可殫論、(杜牧集序)

受利之政、不可悉紀、(韓忠獻集) ○瓊艷奇偉、殫不可識、(文選潘叔夜琴賦) 注、李翰曰、琴聲之美、不可盡

識也、(與三本文字法一異)

【不可盡】【不可悉】【不可殫】いづれも同じきと、孟子に不可殫用、不可殫食と云ふ類、勝は、あげてとよむ、つくすとなり、又【殫不

可】と用ふるも、意義にかはるとなし、聲音の便による、文選の本文に【殫不可】とあるを、注には【不可盡】とあり、正しくいへば【不

可盡】の方よろしきゆゑなるべし、又處によりて、【盡不可】と用ゐて、ことごとく用ゐられぬと云ふことになるもあるべし、それは不盡、

盡不の例にて準ずべし、

【不可獨一】【獨不可一】常疑劉牢之既不可獨任、(晉書謝安傳) 器量分寸既不合、古即權衡之

法、不可獨用、(律呂新書) ○今諸卿獨不可少假、(三國志二) 陛下試興思、及此獨不可爲、寒心哉、

(皇明疏鈔〇葉奇)

【不可獨】【獨不可】は、不獨、獨不の例にておししるべし、

【不可果一】【果不可一】然不可果謂之知道者、(楊龜山集) ○是果不可去耶、(歐本論) 道若果

不可爲、則學者又安可求仁以爲道、(朱答呂書)

【不可多一】【多不可一】千斤之鐵、人閒不可多得、(通鑑晉紀九注) 每日文字不可多看、(朱語百十六)

賢人君子、始不可多見、(方正學任重齋記) ○車服冠冕之制、後漢志、內略載又多不可曉、(朱語類九十一)

禮學多不可考、(朱語類八十四)

右二條も、上の諸格の例にてしるべし、

【不可自一】【自不可一】兄弟相救於急難、不可自舍、(左昭七年杜註) ○其善不可沒、而其不足者

白不可掄矣(南軒論語解孔文子章) 非聖人不能約結斯民自不可約結也(郭士望文心錄) 蛟龍潛伏而淵然之光自不可犯焉(人物論○李善長)

此れも同前なり、「不可自」の自は、自己の自なり、「自不可」の自は、自然の自なり、

【不可再—】【再不可—】陸秀夫曰陛下不可再辱即負帝同瀾(宋紀綱目) 由千古之後邇千

古之前而得一才焉則人以爲景星慶雲之不可再觀矣由千里之內邇千里之外而得一才焉則人以爲祥麟瑞鳳之不可再得矣(玉鑿岩集序洪朝選) 空心溫服以利爲度不可再服(回春三) 生

本爲求妻而來自廳前一見之後不可再得閨閣深遠內外隔絕但欲一達其意而終無便可乘(前燈新話翠翠傳) ○宋江携住劉唐的手分付賢弟保重再不可來此閒做公的多不是與處我更

不遠送只此相送(水滸傳二十回)

此れは前の例と違ひて、「不可再」「再不可」字法かはれども、義用差別なし、その中、「再不可」とあるは、俗語の文法なり、再と云ふ字を先に言ひきりて、あとに不可を言ふ、「不可再」と同じきことになる、凡て漢文の法にも、先に言ひきりて、あとにとくとあり、その差別をしらざれば、「再不可」は、顛倒の様に覺ゆるなり、再不、不再の條とははせみるべし、

【不可又—】【又不可—】但當篤信而力行之不可又爲他說所搖復爲省事欲速之計也(朱答呂子約書) ○狂者又不可得(孟子) 又不可專咎食肉者之鄙矣(古今人物論○顧充) 不復、復不の例と同じ、

【不可深—】【不深可—】【可不深—】有道無道只會食祿略無建明豈不可深恥(朱語四十四)

○豈不深可醜乎(檢綱目發明) 其去聖賢日以益遠豈不深可痛惜(朱語百十九) 殆如燭照而龜

卜、不亦深可戒哉(王翁原諱○文範) 老死屬下豈不深可惜哉(人物論) ○可不深致其思以省其過求其實乎(陸子集要)

【不可深】【深不可】は、深可、可深の例を以て參考すべし、【可不深】は各別、可不勉の格なり、

【不可甚—】【甚不可—】【不甚可—】徒知天下之不可以甚寬而用之(小蘇策) 徒知天下之

不可甚嚴也而用之(小蘇策) ○陛下又未格之以法無乃甚不可乎(文苑英華○張九齡) ○豈不

甚可歎哉(陸書) 日亦虧微豈不甚可哀乎(衍義二十九) 豈不甚可畏哉(陸集要三)

不可更、不可苟等の例を以て考ふべし、【不甚可】は、不但可の例なり、

【不可一日—】【一日不可—】緣民臣之心不可一日無君(公羊傳文九年) 民之於水火所賴以

生不可一日無(集注) 仁者甚於水火而尤不可以一日無者也(集注) 兵可千日而不用不可

一日而不備(梁書陳暄傳) 誠有天下者之不可以一日不講也(皇明疏抄○李邦義) 學者之於學不可

一日少懈(朱語類升卦) 六經者聖人致治之要術爲國家天下者不可一日以或廢也(王子充六經論)

○不信於上而失其職一日不可居也(晉書) 此經爲天子至庶人一日不可無之書(孝經大義序)

人之學也一日不可已(朱語類升卦) 道之名在於古今一日不可去而萬善皆由此出(老子口義)

春秋之法以人隨君以君隨天曰緣民臣之心不可一日無君一日不可無君而猶三年稱子者

爲君心之未當立也此非以人隨君耶(春秋繁露)

【不可一日】と【一日不可】とは、上の諸格とかはりて、甚だ異同なし、文字のつもりを以て云ふときは、「不可一日」と書くが常法なり、

不能三朝月守也、不能一朝居也と云ふがごとし、一日の字下へ接して、一日の間さうせんと思へども、それがならぬと云ふと、も
し「一日不可」と書くときは、一日の間にも、さうならぬと云ふと、一日の字主となりて重し、董仲舒の繁露に公羊の文を引きて「不
可一日」と書きて、その次に自語を述ぶるには、同じきとを「一日不可」と用ゐたり、此れも一日と云ふとを重んじて、かく書きかへた
りとみえたり、其の差別尤も精しきとなり、

【不可須臾一】【須臾不可一】道也者不可須臾離也(中庸) 君子曰禮樂不可斯須去身(樂記)
○行權者非至於甚不得已則不可爲守經者則日用常行而須臾不可離者也(萬章大韜氏) 所
以存天理之本然而不使離於須臾之頃也(中庸章句)

此れも上の不可一日の格と同じ、上下文句のつり合、主客輕重の差を辨ずべし、

【不可以一】【可以不一】有國者不可以不慎(大學) 悼子曰雖然弗可以已(左襄公二十六) 爲
貧者不可以居尊(萬章注) 春秋撥亂反正之書不可以廢焉者也(胡亥十三) 讀者不可以其近
而忽之也(章句) 一人之所欲不可以施於天下(小蘇策) ○學者其可以不務本乎(離婁注) 人
臣受君之重位牧天之所愛焉可以不安而利之養而濟之哉(王符潜夫論) 掩吾所短而避其
所長則可以取勝而不破矣(衍義補百五十四) 可以不勞力而萬事皆理(小蘇策)

【不可以】と云ふは、以てするとならぬと云ふと、「可以不」と云ふは、可不の間に以の字を加へたるなり、義自ら明かなり、

【不可以一不】【不以一可一】不可以叔父之私不將公事(檀弓) 如葑非常食之菜不可以其
近地黃腐之莖葉遂棄其上而不采(坊記注) ○信本人之所固有非兵食所得而先也、是以爲政
者當身率其民而以死守之不以危急而可棄也(論語集注民無信章) 道又不是一件甚物可摸得入

手(朱語十三)

俸祿之給名位之榮云云不以軍功而可輕以予人哉(衍義補百四十)

然則朱陸之

學豈不從是而可別白之哉(求是編三)

【不可以】の下に不の字あると、前の格と大體同じきにて、少し差別あり、その義自ら明かなり、集注の不以三危急二而可棄也と云ふ
可の字、不以の中にあるべきに、下にあると、昔し一老納ありて、そのわけさまん辨説あり、先子云はく、此れはたゞ危急を以てす
つべきならずと云ふといへり、畢竟急なる時にすてよといと云ふにあらざるとなり、もし上に不可とおけば、危急を以てすてられぬと
云ふと、意趣甚だこまかなるとなり、

【不可以不一】【不可以莫一】君子不可以不脩身思修身不可以不事親(中庸) 吾先君與
陳有盟不可以不救(左哀公六年) 不可以不在於位故安然放意無所事也(觀卦傳) 清濁雖
不同然不可以濁者不爲水也(程子遺書○明道) ○棠君尙謂其弟員曰聞免父之命不可以莫之
奔也親戚爲讎不可以莫之報也(左昭廿年) 願治之君志學之士皆不可以莫之考也(大學或問)
雍糾欲殺其父不可以莫之告也(捫風新話)

【不可以不】は、不可不に以の字を入れたるなり、「不可以莫」も同じきとなり、莫の字と不の字とのわけを勘辨すべし、近思錄に載せて、
不可不以三濁者二不爲水とあるは、常には不の字の上にあるべし、刊寫のあやまりか、

【不亦可一】【亦不可一】今爲此三者爲之是不亦可以止乎所謂失其本心者也(趙岐孟子注告子
文) 曠之舍之以自絶其天性不亦可哀乎(離婁大全) ○不以禮節之亦不可行也(論語) 是亦
不可以已乎此之謂失其本心(孟告子)

此れも前の不亦、亦不の例にてしるべし、孟子の古注、本文と字法相異す、意を著くべし、

【不可一】【不可一】得其人則天下之治可不勞而致也(鼎卦傳) 兵可不費中國而糧食自足(後漢超傳) 因謂聖人可不脩而至大道可不學而知(張子○近思錄) 鄙生腐儒不達時務之說可不辨而自明(朱答徐書) 使其母妻登城招之可不戰而下也(綱目五十八) 鳴綠之北可不戰而取矣(唐鑑) 青冀諸鎮可不攻而克(通鑑宋明紀) 可以不勞而坐得其所欲(小蘇策) 凡十八九州尙可四五萬人不耕而食(歐上通通司書) ○中心至誠在惠益於物其至善大吉不問可知(益卦傳) 期以數年不刑一人而可復(滕文公注) 不待言而可見(陽貨注) 二者輕重不較可知(歐文春秋論) 然則吾子之所能與其所用心者不待相見而可知矣(歐與陸仲書○論墨九) 輕重緩急不問可知(衍義補百五十) 子路非謂不學而可以爲政但謂爲學不必讀書耳(朱答陳明仲書)

【不可】とあるは、不の字下の全句にかゝりて、それに可の字を加へたるなり、不の字の上にあると不問可知のときは、不と可とを引き分けたるなり、文句の長短緩急の違ひなるべし、義理にさしてかはるとなし、

無不字格凡五條

【不可字雜格】但不可專以知覺爲仁耳(朱答石子重書) 先王知勇者不可常得故以賞爲千金以刑爲猛虎(老蘇論) 豈可畏而不歸哉(朱傳周風) 涌泄之後不可常攻(儒門事親六) 此一段是論語中第一義不可只如此看(朱答諸生) 不可只如此說過無益於學也(朱答諸生) 不可只作閑話說過便休也(朱答李堯卿) 不可只靠一言半句海上單方便以爲足(朱答吳伯起)

【無一不】【無一不】【無一不】惟德動天無遠弗届(書大禹謨) 自南自北無思不服(詩大雅文王有聲) 無草不死無木不萎(詩小雅) 靡國不泯民靡有黎(詩桑柔) 二者之用

充塞流行無顯不至無幽不格無高不届(樂記注、二者謂禮樂也) 德禮不易無人不懷(左傳僖廿七) 常目在之則無時不明矣(大學章句) 可以無遠而不至矣(離婁注) ○是以近無不聽遠無不服(周語) 文明則理無不盡事無不察(革卦傳) 求無不至動無不濟(周語) 此心常存而身無不脩也(章句) 性無不有故道無不在(中庸或問) 罔尙書省事無不總(類聚新集) 以聖人所性而議道則道無不盡以衆人之可爲而制法則法無不行(叢記注) ○長老見者莫不心懼(漢董賢傳) 物之當有當無莫不心論(橫渠答范巽之書)

此の格も、無一不と云ふと同じとなり、主客輕重の勢を辨ずべし、道無不在、事無不總と云ふがときは、道の事と云ふものを主にして、それがあらぬと云ふとはなく、すべぬと云ふとはなしと云ふとなり、それゆゑ道の字事の字上にあり、無時不明と云ふがときは、心を主にして、いつもあきらかならざる時はないと云ふと、時の字客になる、それ故時の字下にあり、いづれもこの例を以ておすべし、莫不と云ふがときは、心懼の字つゞきて、それに莫不加ふ、しれたる通りなり、辨ずるに及ばず、

【無物不】【物無不】苟得其養無物不長苟失其養無物不消(孟子) 無書不讀無物不格(陳北溪傳) ○有孚於中物無不應(中字卦傳) 無意無必惟其所在而物無不化惟聖者能之(盡心注) 天覆地載物無不容(漢諸葛豐傳) 事無不敷物無不功善無不顯惡無不章(後荀悅傳) 德洋恩普物靡不得其所(羅獨父老) 賈誼賦通人大觀兮物無不可註索隱曰莊子無物不然無物不可(史記)

【無德不報】【德無不報】無言不讎無德不報（詩大雅抑）○怨有不報而德無不報則又未嘗不厚也（靈問注）

此れも上のわけと同じとなり、「無不意」であるは、徳の字輕し、「無不字雜格」とあるは、徳の字重し、

【無不意一】【意無不一】縱筆疾書求者操紙立與及取以去無不意滿（方正學集郭君誌）皆應曰諾無不意滿（黃山谷集嚴美移文）○吾之知識廓然貫通無有蔽礙而意無不誠心無不正矣（朱答三江德功書）

【無不意滿】とあるは、無不の二字人にかゝる、「意無不滿」とあるは、無不の二字意にかゝる、上の三箇條と同じ斷りなり、

【無不字雜格】無尺寸之膚不愛焉則無尺寸之膚不養也（孟子）其道大行無一夫不被其澤（盡心注）便無處無事不善（荀靈大全）無一人一家之爲人親爲人長者不得人親之長之（衍義補百六十）無一人一物一處之不得其安（衍義補百五十八）

此の所の格も、第一第二條と同じとなり、文字數あれども、わけは同じことなり、上と見合すべし、

不能字格凡十條

【不能自一】【自不能一】我實縱欲而不能自克也（左昭十一年）今宜徙邊郡不能自存者（後漢書）身處脂膏不能自潤（靈漢光武紀）家無錢財寸步不能自致（韓文）若民則非如赤子之不能

能自言矣（大學或問）義也者本心之所當爲而不能自己（朱文）○嚴者君子守身之常而小人自不能近（遜本義）中心喜悅其進自不能已矣（學而集注）

【不能自】【自不能】の別、不可自、自不可の例を以ておすべし、自己と自然との別にて辨すべし、

【不能皆一】【皆不能一】是以不能皆有以其性之所有而全之也（大學序）天下不能皆君子不能皆小人（許順之見朱文）子孫不能皆賢而盈虛相代者天之道也（真西山度牒田記）天理人倫原於帝降之衷具於秉彝之性人人所有而不能以皆中正（衍義補百五十八）○陰陽異位動靜異時而皆不能離乎太極（圖說）然皆不能無謬誤（朱子太極通書後序）天霽無風海舟皆不能動（衍義補百三十四）千經萬典皆不能出乎大學之書（衍義補百六十）

【皆不能】は、しれたる通りにて、何れもならぬと云ふとなり、「不能皆」は、人によりて能くすれども、何れも同じやうにはならぬと云ふとなり、皆不、皆不、不全、全不の例と同じ、

【不能必一】【必不能一】【不必能一】不知武用兵乃不能必克與書所言遠甚（老蘇孫武論）有凶者不必有凶而不能必无凶（周易義海臨卦）疾病痒癢亦勢所不能必無（回春序）○臣又知陛下有所不能矣（賈誼傳）陰柔之人雖極用壯之心然必不能終其壯有推必縮（大壯卦傳）少下於奕秋者必不能以舉其基矣（陸象山）○寵以少人自戰其地若便進擊不必能制（三國志劉劭傳）

此れも上と同じ、「不能必」「必不能」は、不必、必不のごとし、この二つは、不能の字つゞきて、必の字上下の別あり、「不必能」は、不必の二字つゞきて、能の字下に接す、

【不能以】【以不能】不能以三隅反矣（子路注） 徒法不能以自行（孟子） 子玉剛而無禮不可
以治民過三百乘其不能以入矣（左傳二十七） 曾不能以一瞬（赤壁賦） 非在上之人爲之主宰則
亦不能以成功也（衍義補百廿八） 其終不能以及於禮也（朱子） ○以不能保我子孫黎民亦曰
殆哉（大學） 天下固不免於用兵所不可知者有遲速遠近而要不能免也（東坡借勇策）

【不能以】は、以の字下へ接す、「以不能」は、以の字上をうく、その義自ら明かなり、

【未能必】【必未能】【未必能】 每求其是者正者善者而爲之雖未能必是必正必善而其志即
然（陸奧三包評道書） ○本路帥司常遣援兵策應必未能朝夕下也（楊龜山集論三金人入寇） ○於堯舜
禹湯文武周公之心雖未必能造其微（書序） 不修其本而遽欲勝之則未必能勝云云（離婁注）

不能必と同じ例なり、不能と未能との義を辨ずべし、

【不能獨】【獨不能】 姑嗜魚鱸又不能獨食夫婦常力作供餽呼鄰母共之（後漢書姜詩傳） 鄭亡則
夏不能獨立矣（墨唐紀） 上疾篤賜景文死曰吾不能獨死請子先之（宋書王景文傳） 不能獨異

者隨俗習非之人也（歐并傳） ○文豪厲聲曰我獨不能定天下耶（通鑑宋紀十五） 當盜之割刃腹

中獨不能保其心腹腎腸哉（歐文英侯廟災記） 翟璜曰璜雖無任獨不能以便宜斬將軍乎（墨唐紀）

【不能獨】【獨不能】も不獨、獨と同じにて、「不能獨」とあるは、獨りばえせず、人とつれたたねばならぬと云ふと、「獨不能」とあるは、人はみな能くすれども、我れひとりえせぬと云ふと、差別甚だ明かなり、

【未有能】【未能有】 自生民以來未有能濟者也（孟子） 枉己者未有能直人者也（孟子） 以善

服人者未有能服人者也（孟子） ○皆古聖人也吾未能有行焉（孟子） 非有馮河之勇不能有

爲於斯時也（秦并傳） 讀之者苟不切己觀省亦恐未能有益也（陸子〇白鹿講義）

【未有能】は、未し有之也の類にて、能の字下に連る、「未能有」は、不能有の類にて、詞を緩くして、「未能と云ふなり、

【不能人人】【不人人能】【人人不能】 李德裕言於帝曰夫宰相不能人人忠良（唐鑑三十） 猶恐

不能人人皆肯如此懇實用功（朱谷聖書） 人多則難齊必欲齊之不能人人以教之不可事事

以教之故有金鼓之聲（衍義補百廿六） ○治地之力不人人能施治地之法不人人能知（鶴林玉露方

寸地說） 禮久廢行者頗少不人人能也（家禮七） 所謂步弓者小民不人人曉也（衍義補九十五） 賢

者之中求其治繁者又不可以人人而能也（東坡策別） ○生民之疾無窮而藥石之品人人不能

畜所能蓄者唯艾爾（方孝孺艾卷記） 雖有貴賤皆稟天地之性然人人不能皆脩其所固有而或至

於失之（衍義補四）

【不能人人】と【人人不能】と、「不人人能」と、文章の内にて、三法あること、其のわけ尤も精微なり、強ひて臆解をなしがたし、義理の先後もあり、聲音の便もありて、その義一體ならず、大體は、人人と云ふは、皆と云ふとなり、しかれば不能皆、皆不能の例にてはかりしるべし、「不能人人」は、不能皆と同じことにて、なる人もあり、ならぬ人もありて、同じやうにはならぬと云ふこと、「不人人能」も、その内の差別なり、「人人不能」と云ふは、人人がいつれもならぬと云ふこと、皆不能のごとし、此れは字法のつもりを以て云ふ、しかれども上にあぐる諸文に「人人不能」と「不能人人」と同じやうにきこゆる所あり、此れ文勢語路の便によるとみえたり、

【不能或】【或不能】 弗或者不能或如此也（書微子注） ○氣質之稟或不能齊（大學序）

不能獨、獨不能の例にて辨ずべし、

【不能字雜格】 父歿而不能讀父之書手澤存焉爾母沒而杯圈不能飲焉口澤之氣存焉爾

雖與之天下不能一朝居也(孟子) 一旦有不能輸來其閒(杜牧賦○朱子曰、當作不能有) 不能久從予遊矣(朱序) ○爲小人排擠不能一日安于朝廷(朱語百三十一)

不復字格凡六條

【不可復一】復不可一【不復可一】復未可一 死者不可復生、絕者不可復屬(前路溫舒傳) 盜鑄紛紛而起不可復禁(綱目二十八) 怨叛之人不可復使(後揚震傳) 人始離艱苦不可復以煩苛嚴急治之也(解其傳程傳) 臨事解體不可復知(大蘇擬策) 渠在今日必不容復有詞也(朱答郭希呂) 所謂西域者其名稱隨世更改不可一一復識別也(衍義補百十五) ○爲美厚爾爲聲色爾而美厚復不可常厭足聲色不可常玩聞(列子楊朱) ○微君壽命盡不復可延(梁書庾黔婁傳) 遂無文理不復可讀(朱文) 官粟積於無用之地後將紅腐不復可食(朱社會記) 去古日遠古服不復可見已(家禮儀節) 下此則市井之人不復可爲士矣(子路集注) 山水暴漲不復可涉(法苑二十六) ○得與不得復未可知(朱文)

【不足復一】不復足一 形不堪復仇勢不足復校(昌言) 不足復勞吾士馬(晉蘇連物傳) 吾罪人也不足復顧吾之存亡(晉符堅傳) 道濟已死吳子輩不足復憚(宋檀道濟傳) ○仰天歎息以爲斯人之去而道雖成不復足以爲榮也(老蘇上歐公書○新人指范富諸公)

【不足復一】復不能一【不復能一】 吾當舍飴弄孫不能復關政矣(後皇后紀) 憂沮喪氣不能復振(大蘇策) ○是區區之名分復不能守而并棄之也(通鑿周紀溫公論) 復不能討而成其亂是不足爲國卿失其職矣(胡傳文十七) ○太妃不復能追(通鑑宋順帝紀) 漸涵入骨髓不復能自解免(朱與呂書) 形神俱耗不復能堪矣(朱與呂伯恭書) 眞爲壘斷無復廉恥雖有子貢之辨亦不復能自明矣(朱與呂伯恭書)

此れも上の諸格に準じ、復の字の上中下を辨ずべし、

【無所復一】復無所一【無復有所一】無復一處 肌慄心悸自悔無所復及(後明八王傳) 犬馬之力無所復堪(晉書段灼傳) 雖有奇傑無所復用(老蘇策才) 朋友之心無所復恨(朱答潘書) ○因敵爲資復無所得此危道也(晉綱目帝奕紀) 以乾兌艮坤爲次復無所據(朱答三程可久書) ○高堂隆解物故字云物無也故事也言無復所能於事(史叢丞相傳注) 紀僧眞曰爲兒昏得苟昭光女即時無復所須(通鑑齊紀) 無復所能於事也(後李長傳注) 四體諸根無復所知誠可哀也(大藏一覽) ○固無復敢有所言(朱與丞相相子) 易之取義無復有所自來(朱易象說) 前言已盡無復有他說也(滕文公注) ○金銀堆積無復用處(五雜俎)

不可復、復不可等の例を以て勘辨すべし、

【亦復不】亦不復【又復不】又不復 就令一歲之中一境之內取黍校驗亦復不齊(律呂新書) 至揚子雲亦復不喜孫吳而曰不有司馬法乎(吳沈六經師律序○金華文統) 當時名賢居潘右者亦復

不少(陸子集要) ○遂不與亦不復火(左昭十八) 祥後中門外不哭(喪大記注)
 真爲壘斷無復廉恥雖有子貢之辨亦不復能自明矣(宋答呂書) ○叔孫通所撰禮儀與律令
 同錄於理官法家又復不傳(漢禮樂志) 近世巫覡妄分五姓如張王爲商武庚爲羽似取諧韻至
 於以柳爲宮以趙爲角又復不類(呂才陰陽書序) ○天下之學復廢士亦皆散去而云云孔子廟又
 不復理(曾文獻學記)

不復、復不の辨、已に論にあらはれたり、この所の格は、それに亦の字又の字を加へたるなり、亦は、從來もまたと云ふにてあきらか
 なり、復は、再びすること、又は、二つあること、又之又云と云ふにてしるべし、

【不得復】【復不得】【不欲復】【不復得】 宣帝時欲因匈奴衰弱出兵擊之使不得復擾西域(衍義補百五十六)
 米賊斷道不得復通(通鑑五十二) 太弟穎不得復豫事(聖晉紀七) 取妻者止於外不
 得復使(莊子德充符) ○張儉遂破覽冢宅籍沒資財具奏其狀復不得御(通鑑漢五十五〇注) 謂其妻不
 得復進也 ○留事從効以唐國勢削弱不欲復臣事之(通鑑後周五) ○諸葛誕曰前作千人鎧仗
 始成欲以擊賊今當還洛不復得用(三國志本傳) 臺車不復得食以此饑困(通鑑齊東昏紀) 自是學
 士不復得對矣(唐昭宗紀) 朕意不復得通矣(通鑑唐昭宗紀)
 不得、不復の字例を以て考ふべし。

不得字格凡八條

【不得更】【更不得】 張說教李泌賦(茶日)但可意虛作不得更實道(郭侯外傳) 今
 母老且病恐不得更壽(象陰比事) ○平平正正更不著得些子(朱語二十九)

【不得更】は、不可更の例を以て會得すべし、凡べて不可、不能、不得の三つの言、いづれもちかきことなり、不可は、さならぬこと、
 不能は、させぬこと、不得は、わがものにならぬこと、委細は言ひつくしがたし、

【不得獨】【獨不得】【獨得不】 勇者不得獨進怯者不得獨退(淮南子) ○孫香以道遠
 獨不得還(吳書宗室傳) 吾獨不得爲此使天下受其害而吾享其名吾何心哉(范鎮〇宋綱目) ○
 長陷大惡獨得不坐(前杜欽傳)

【不得多】【多不得】 富民不得多占田以饒貧民(老蘇田制) ○州縣生梗長吏多不得之
(聖附紀)

右いづれも上の例にならふべし、

【不得一日】【一日不得】 嗚呼吏不能皆廉而廉者又止如此是斯民不得一日安也(老蘇重遠)
 爲權計者則曰荊州不得則吾西陵不得一日安(枕也) 論贈〇時化成 ○巽奕阿諛使一日不得
 聞其過(老蘇諫論)

【不得一日】の例も、上の不可一日の格にて合せ考ふべし、

【不得一】【一不得】【不—得】【得—不】 賢者不得過不肖者不及此喪之中庸也(禮喪服四
 制) 將廢帝夜謝晦悚息不得眠(宋書檀道濟傳) 帝自闔殿門崇輜不得入(魏後唐紀) 高宗一日

出對廷臣云夜來不得睡(朱語類百二十七) 衡門一別夢難稀人欲歸時不得歸(吳融詩) 血汚遊魂不得歸(剪燈新話詩) ○血汚遊魂歸不得(剪燈新話詩注引杜詩) 山上有山歸不得湘江暮雨鷓鴣飛(孟選詩) 春色惱人眠不得月移花影上欄干(王荆公詩) 故鄉歸不得地入亞夫營(杜詩春遠) 如繫詞之文後人決學不得(程遺書十八) 文與道相離不得(崇古文訣李漢文評) ○生死輪迴不出得地獄苦楚不免得(歸元直指) 今時人看易皆不識得易是何物(程外書) ○亦使小人得不陷於非義(程傳漸卦) 周易亦以下筮得不焚(朱語百五)

不得歸得不得(程傳漸卦) 周易亦以下筮得不焚(朱語百五)
不得歸得不得のときは、いづれも雅言なり、辨ずるに及ばず、歸不得、不三得得のごときは、俗語なり、此れは義理にかはることばなけれども、辭の雅俗なり、不歸得と云ふは、かへることがならぬと、しかと云ふなり、歸不得と云ふは、俗語にて家へはかへられぬ、もどられぬと云ふがごとし、大體にいふなり、時には俗語を用ゐる、所によりて歸不得、不三得得通用して用ゐる、語類等の内、理會不得、不三得得、不三理會得と三様あり、いづれも俗語なれども、少々差別ありと見えたり、

【不得而—】【得而不—】天命之本然者、不得而著(大學或問) 時義當然、不得而避也(明夷本義) 夫陽子惡訕上者、故雖諫且讓、使人不得而知焉(韓文) ○夫如是則安得而不言(韓上張書) 禮者生民之大也、樂得之而以成、政得之而以行、刑得之而以清、仁得之而不廢、義得之而不評、智得之而不惑、信得之而不渝(李野江語論) 其氣安得而不壯哉(衍義補百四十六) 豈得而不用哉(朱答正尚書) 是、以其說不得而不漫也(朱答張書) 其作詩以喻王亦不得而不汲汲也(詩傳幽風)
 不三得而知は、知ることを得ざるなり、得而不言は、言はざることを得るなり、間に而の字を加ふるなり、
 【使不得—】【不得使—】彼奪其民時、使不得耕耨以養其父母(孟梁惠王) 鄭像賊以刀築其口

使不得言(三國志魏四) 王衍口未嘗言錢郭欲試之令婢以錢繞牀使不得行(晉書) ○巡行宗廟不得使(火及之)(左昭十八杜注)
 【使不得】【不得使】は、不使、使不と同じきことにて、得の字を加へたるなり、不使得もあり、偶々見出されば載せず、
 【不得字雜格】政在三家、哀公不得自專(靈問注) 匹夫匹婦不獲自盡(民主問) 與成厥功(書經) 銜恨蒙枉、不得自鼓(後孔傳) 上不得自列於聖朝、下無以奉宗祀、近丘墓(柳文對賀者) 君子無入而不自得焉(中庸)
 此れも上の諸條と同じきことなり、別に條を立つるに及ばざるゆゑに、こゝに出す、

不敢字格凡六條

【不敢】【敢不】不敢侮鰥寡(康誥) 有餘不敢盡(中庸) 苟無其德、不敢作禮樂(中庸) 牲殺器皿衣服不備、不敢以祭、則不敢以宴(孟滕文公) 於道統之傳、不敢妄議(中庸序) 上下雷同、非陛下之福、善事上官、不敢奉詔(通鑑漢三十五) ○子而思報、父母之仇、臣而思報、君之讎、其有敢不盡力者乎(越語) 一制書所敕者十有五、鎮無敢不從者(胡傳四二) 固拒禪命、未踐尊位、聖意懇惻、臣等敢不奉詔、輒具章遣使者奉(三國志魏二) 温太真行酒而敢不飲(通鑑) 臣不敢愛死、無乃求去(憂而滋長乎) 臣是以懼、敢不聽命(左昭二十年宋華費通言) 嚙敢不祗若王之休命(說命) 予曷敢不終朕(大誥) 妻也者、親之主也、敢不敬與、子也者、親之後也、敢不敬與(禮哀公問) 弟子敢

不承乎(孔子問居) 吾子靖亂敢不拜德(左傳) 敢不藉手以拜(左傳昭十六年) 敢不唯命是聽(左宣十二)

【不敢】は、あへてせざるなり、【敢不】は、せざることをあへてするなり、凡べて敢は果敢の意にて、ことをいさみすゝみてなすこと、それ故に【不敢】と云ふは、ことなひかへはいつて遠慮することなり、不三敢侮三鯨鯨と云ふがごとき是なり、【敢不】と云ふは、そのうらなり、敢不三奉三詔、敢不三飲三のこと、不遠慮に、なんのそのと、詔を奉ぜず、酒をのまぬと云ふとなり、又【敢不】に一法あり、敢不に敬典、敢不三拜三、と云ふがごときは、敬せざることを敢てせんや拜せざることを敢てせんやと云ふ意になり、敢の一字に不敬の意あり、孟子左傳等に敢問と云ふことあり、古來の注に、不敢と注す、是もそのわけなり、おしきつて問ふことを不遠慮に思ふ、此の土にては、いかりながらお尋ね申すと云ふがごとし、此等のことは、漢土にてもまぎるゝことありとみえたり、子在、回何敢死、聖引大全に、この敢は、果敢の敢と、不敢の敢との兩説あり、何敢死と一句に通じてみれば、不敢の敢なり、敢の一字についていへば、果敢の敢なり、

【不敢不—】【莫敢不—】【莫不敢—】 予畏上帝不敢不正(湯誓) 以吾從大夫之後不敢不告也(論語) 喪事不敢不勉(論語) 有所不足不敢不勉(中庸) 侍中以古事裁我我不敢服(北魏崔光傳) 誠知夫邪正之機乃治亂之原不敢以不辨也(國朝文憲徐貞卿崇化論) ○上好禮則民莫敢不敬(論語) 莫敢不服(論語) 莫敢不用情(論語) 百官有司無敢不哀先之也(孟滕文公) 莫敢不懲(左傳) ○有離俗不順其上則百姓莫不敢惡莫不毒孽(荀子議兵)

【不敢不】は、不の字下へつゞく、不三敢不三勉は、つとめざることを敢てせずつとむるなり、【莫敢不】も同じとなり、莫不三敢惡と云ふがごときは、敢惡の二字つゞきて、それに莫不を加へたるなり、いづれも果敢の敢なり、宋の王岐公、月夜禁中對設一榻賜坐、王不敢對すと、不敢の義あきらかなり、

【不敢自—】【敢不自—】 罪當朕躬弗敢自救(書湯誓) 不敢自暇自逸(酒誥) 君大夫之子不敢自稱曰余小子(曲禮下) 戰栗恐懼不敢自頤(漢章文成傳) 愚臣徘徊於恩澤而不敢自棄者也(曹

子建表) ○匹夫逞志於君而無討敢不自討乎(左傳三十三先軫言) 敢不自占自占不以實者盡沒入所採取而作縣官一歲(漢食貨志) 苟有所懷敢不自聞(後第五倫傳) 不敢不自反以節其所易(中庸大全)

【不敢自】【敢不自】の別、此れも不敢、敢不と同じとなり、【敢不自】の中に二法あり、是れも上と同じとなり、不三敢自棄二は、自棄するを敢てせざるなり、敢不自占二は、自占せざるを敢てするなり、敢不自聞二は、自聞せざるを敢てせんや聞するなり、此れは不敢ゆゑなり、文の内には、この法多し、

【敢弗之】【弗之敢】 夫身者親之遺也立模乃易敢弗之敬也是故言也弗之敢苟也行也弗之敢情也(李空同敬遺堂記)

此は不敢、敢不と同じき例にて、かはるとなし、明人の文は奇を好むゆゑ、此の如きと多し、

【不敢即席】【敢不即席】 宋光堯之喪金虜來弔祭京仲遠爲報謝使虜錫燕汁京仲遠曰若不撤樂有死而已不敢即席北典籤者連呼曰北朝燕南使敢不即席聲甚厲(鶴林玉露五)

此れも上の例と同じ、そのわけ甚だ微なり、これらの別、倭語にては言ひわけがたし、北使は元著坐は仕らぬと云ふ、北虜のもの南使がいちばつて著坐を仕らぬと云ふなり、凡べて敢不、不敢は、下よりよみて、よくきこゆるなり、不三敢即席は、席に即くとあへてせざるなり、敢不三即席は、席に即かざるをあへてするなり、前の不三敢奉三詔、敢不三奉三詔も、同じきわけなり、詔を奉ぜぬは同じきとにて、そのうちに、奉詔をあへてせぬと、不奉詔をあへてするとの差なり、

【不敢復—】【不復敢—】 吾請出不敢復言帝(秦史魯仲連傳) 孝王不敢復言太后以嗣事(前文三王傳) 安世乃止不敢復言(前張安世傳) ○自是景崇不復敢出(鑑五代漢紀) 刁約愈恐不復敢隱遂以實對(沈氏筆談)

【不敷復】は、またするを敢てせざるなり、【不復敢】は、敢てするを復たせざるなり、

自字格凡二條

【自○】○【自○】 鄭詹自齊逃來（春秋） 古人有言請自陝始（韓文） 史之興自漢氏始（劉師修集） 嘉穀之有秋皆自人始（廣伯生集字說） 陽虎使季孟自南門入出自東門（左定公） ○公至自齊（春秋） 公至自伐戎（春秋） 公至自會（春秋） 曹伯歸自京師杜註諸侯歸國或書名或不書名或言歸自某或言自某歸傳無義例從告辭（春秋成十六年） 我來自東零雨其濛（詩東山） 黃老之說始自黃帝老子（文章辨體吳立夫）

杜氏の注をみれば、自の字の上下、春秋には義例なし、しかれども左傳に自南門入、出自東門と云ふをみれば、差別ありとみえたり、

【自——出】【出自——】【——自出】 禮樂征伐自天子出（論語） 使其徒自北門入（左哀三年）

○日居月諸出自東方（詩日月） 出自北門憂心殷殷（詩北門） 出自壘斷不欲人知（歐劄子） ○月居月諸東方自出（詩日月） 簞簋普淖則此之自實（文選潘岳賦） 天下之治亂胥此焉出矣（丁奉漢成紀玉堂評）

此れも上と同じきとにて、出の字の上下、甚だ異同なし、詩の出自東方、東方自出は、叶韻のために、此の如く上下の差あり、その餘は、主客輕重の差を辨ずべし、通鑑管安帝紀に、自帝即位以來、内外垂與すと云ふとあり、自の字帝の下にあるべきはずなり、此れは帝の即位より、このかたと云ふとにて、總べてその時節をさす、それ故帝の字の上になり、他の文これに準ずべし、

足字格凡二條

【足深】【深足】 在烹愚賤不足深惜（宋與史丞相書） 此爲陳寶之屬無足深怪（宋答劉子澄書） ○

梁元帝爲周師所圍猶講老子云云此深足爲戒（通鑑唐紀）

【足自】【自足】 索米貽譏祗足自點耳（三國志序） 更廣引公羊穀梁適足自亂（左傳杜序） ○得二

萬人乘大船戰自足擊之（吳書孫皓） 汝但作侯此法自足安身（通鑑宋明帝紀）

此の二條、甚だかばるとなし、上下の連續にて辨ずべし、凡べて文字に二法ありて、甚だ異なるあり、不必、必不のときは是れなり、二法ありて、甚だことならざるあり、可深、深可のときは是れなり、只一法にて、二法なきあり、足以、可以、其所のときは是れなり、故にこのと、ころ足以を載せず、

所以字格凡五條

【所以皆】【皆所以】 此河圖洛書之數所以皆以五爲中也（啓蒙） 說般若不識般若所以皆成

諍論（困知記） ○皆所自示諸侯禮也（左傳昭四） 皆所以示諸侯汰也（左傳昭四） 皆所以順性命之理盡變化之道也（易序） 皆所以救弊也（王梅溪集性論）

【所以皆】と云ふは、皆の字下へつづきて、その上に所以の字を加へて、そのわけをあらはすなり、【皆所以】は、所以の字皆の字の中にこもる、差別あきらかなり、

【所以以】【以所以】 能言距楊墨者已是心術向正之人所以以聖人之徒許之（宋答石子重書）

○君子不以其所以養人者害人（孟子）

此の辨解するに及ばず、尤も分明なり、古人所以の字をゆゑんと訓ず、尤も字義を得得してよめり、所以の字連綿して、故の義あり、故に所以と用ゐる、必ず以てする所とよむときは、此等の處通ぜず、所によりて、上にてゆゑなりとよみきりてもよし、

【此所以——】【此——所以】【所以此——】 公論與私言交入於耳、此所以聽之難也、(歐荀子)

此所以外人之議不允也、(歐文論「張子」「荀子」) 此所以學者不可以不深思而慎取之也、(王文襄碑山)

肥) 此所以庶績咸熙也、(衍義補) 此所以上下之閒不疑不惑也、(禮縮衣注) 此所以人主之好

立功名者、聽勇銳之語、則易合、聞持重之言、則難入也、(歐爲君難論) 此所以言出而人信服之、不

待其辭之畢也、(顏淵直解) 此所以子之不足與楡爲冤也、(花影集言「秦檜」) ○此天地之所以爲

大也、(中庸) 此五者、君子之所以教也、(孟子) 此伏羲神農黃帝堯舜所以繼天立極、(大學序)

此春秋所以無義戰也、(孟子盡心注) 此五帝三王之所以無敵也、(李斯書) 此世主之所以人人甘

心而不悟也、(大蘇前君論) ○所以此童子爲族人得著總者、以其無父兄當室之時、即著免也、(禮

記問喪疏) 既每事用禮、所以是復禮也、(皇侃疏「顏淵」)

按するに、此の三法、皆所以の字かゝり所差別あり、【此所以】とあるは、下の事をくゝりて、このわけなりと上に所以の字を置く、此所

以庶績咸熙也と云ふがごときは是れなり、此の字の下に詞ありて、下に所以の字あるは、此の字の下に其の本體をあげて、そのはたらき

のわけなことをわけて、所以の字を下に置く、此天地之所以爲大也と云ふがごときは是れなり、【所以此】と云ふは、各別のこと、此の字

下へかゝりて、上の二法とことなり、このとよむべし、

【——所以——而——所以——】【——所以——而——】【——而——所以——】 此小民

所以易侵苦而天下所以多困窮也、(王符潜夫論) 此古之人所以大過人而今之君子所以不及

也、(大蘇稷說) 蓋天理之所以常存而人心之所以不死也、(龜婁注) 此道之所以不明不行而邪

說暴行所以肆行而莫之禁也、(朱與呂書) 君臣一心、上下忘勢、此虞廷之君臣所以爲萬世法、而

其治效所以爲不可及歟、(衍義補六) ○先王之道、此其所以爲美、而小事大事無不由之也、(集注)

此其愛民之心、所以輕短而功不至於百姓也、(集注) 心之在人、是人之所以爲人、而與禽獸艸

木異焉者也、(象山求放心義) 此上下之情、所以不孚而治功之成、恆不若於古歟、(衍義補六) 此人道

所以日流於邪淫、而世道日淪於汗下也歟、(衍義補三十六) ○此百官和於朝、而庶績所以咸熙也

歟、(衍義補十一)

所以の字、長き文句の内、上下に各々用ひて、ことわるることあり、又上に一つ用ひて、下を兼ねることあり、下に用ひて、上を兼ねる

ことあり、詳かに辨するに及ばず、長短緩急のつりあひを考ふべし、

【所以字雜格】 此白首之母子、所以義不可以苟安、恩不可以苟止者也、(曾文上三執政書) 唐之所

以治、太宗之所以稱賢主、而前世之君不及者、其淵源皆出於此也、(曾文書「魏鄭公傳」) 此先王之

世、所以自天子至於庶人、無一人之不學、而天下國家、所以治日常多、而亂日常少也、(朱經筵講義)

所以天下之治日常少、而亂日常多、皆由此學不講之故也、(朱經筵講義) 此食所以可去、而信必

不可無也、(顏淵直解) 此人之所以爲難知、而論人者、當以聖賢爲準也、(靈問直解) 將軍所以功未

甚多、身食萬戶、三子皆爲侯者、以皇后故也、(前漢去病傳)

雜格凡十一條

於此有人 有人於此、於此有年 有年於此、旁若無人 若旁無人、取出奇勝 出奇取勝、一〇四

【於此有人】【有人於此】 於此有人焉、入則孝、出則悌、(孟子) ○有人於此、毀瓦畫墁、(孟子) 有入於此、力不能勝、一匹雛、(孟子) 有楚大夫於此、(孟子)

【於此有年】【有年於此】 子相晉國、以爲盟主、於今七年矣、(左昭元年) 不遑啓處、於今十年、(左昭三十二) 弟子事先生、于茲有年矣、(韓文) 先生薨於今二十五年、吾昆弟在、而墓碑不刻、無文、(韓文曹成王碑) 太宗施德於天下、於茲六年矣、(歐羅因論) ○兵困於京索之閉者、三年於此、(史記)

朕親率天下之農、十年於今、而野不加辟、(漢文帝詔) 被蝗以來、七年于茲、(後漢書安帝紀)

右二條、義理の差なし、文勢による、

【旁若無人】【若旁無人】 荆柯至、燕日與屠狗及高漸離擊筑、荆柯和而歌於市中、相樂已、而相泣、傍若無人、(史記) 捫蝨而言、旁若無人、(晉王猛傳) 至金陵、著宮錦袍、坐舟中、旁若無人、(唐李自傳) ○人皆勸我酒、我若耳不聞、(韓醉贈三張秘書) 荆柯飲燕市酒、酣氣益震、哀歌和漸離、謂若傍無人、(左太沖詠史)

右二法、文字のおきまはれども、意義の別なし、【旁若】は、旁を形容したるものなり、【若旁】は、その人の模様を形容したるものなり、たとへば月如、故とかげば、月を物にたとへたるなり、如二月之恆とかげば、物を月にたとへたるなり、旁若、若旁も、その通りなり、常には【旁若無人】と用ゐるがよろし、

【取出奇勝】【出奇取勝】 非取出奇勝也、(太宗問答) ○非欲出奇取勝、(太宗直解)

本文恐らくは傳寫のあやまりならん、

【莫斯爲甚】【茲焉莫甚】【孰此爲甚】 古之哲王、莫不斯慎、(宋書恩倖傳) 尊信表章、莫此爲至、(胡傳劉序) 傷善受奸、莫此爲甚、(衍義) 荒政之施、莫此爲大、(鶴林玉露) 正俗調風、莫大於此、(隋李陽傳) ○名實清紊、茲焉莫甚、(梁鍾離傳) ○計巧之甚、孰此爲甚、(衍義)

此等の詞、古今の文さままゝの書法あれども、さのみ異義なし、

【比德於玉】【於玉比德】 昔者君子、比德於玉焉、(禮聘義) ○君子無故、玉不去身、君子於玉、比德焉、(禮玉藻)

此れも亦異義なし、主客輕重の別なるべし、

【退食自公】【自公退食】 羔羊之皮、素絲五純、退食自公、委蛇委蛇、(詩召南羔羊) ○羊羊之革、素絲五緘、委蛇委蛇、自公退食、(詩召南羔羊)

此の二法も、異義なし、叶韵のため、此の如し、凡て古書には押韵多し、易の象象みな韻字なり、強ひて意義を求むべからず、

【不啻一一】【一一不啻】 三人交、章累上、不啻數十、(東坡策) ○去其親三千里、不啻是其心、獨能母介、然者耶、(王荆公送陳興之序) 少尙當歷五年、多則不啻、(左昭元年注) 與傳者之自立、例以言、春秋、蓋不啻壤翅矣、(汪克寬綱目考異序) 禦倭易於禦虜、十百不啻也、(五雜俎)

此れも別義なし、隨宜消息すべし、【不啻】下にあるはめづらし、

【他言】【言他】 上不顧而他言、(梁書鍾離傳) ○王顧左右而言他、(孟子) 齊王不顧而言他、(綱目)

廿八

【懷德】【德懷】 君子懷德、小人懷惠（論語） ○太古德懷不禮懷（揚子法言）

此の二條も、亦別義なし、しばらく此れをあげて、作例をあらはす、

【茲不復一】【不於此】 大常有諡議國史有列傳茲不復書（王子充黃文獻祠堂碑○歷代文選） 凡賦

詩者當能稱誦之茲不復道（王維送鄭仲宗序○金華文統） 具見諸書者茲不復贅（衍義補九十三） 殊

政偉績茲不備書（王維均役記○文統） 皆君素所優爲者耳茲不贅（啓蒙意見序） 其世係姓氏里族載

於先少傅公銘誌中茲不具（劉恕自撰銘○皇明文範） 其行治官世已著於誌幾聖之葬者故此不著

（曾南豐強文集序） ○其州里世次歷官行事將有待識於平甫之葬者故不著於此云（曾文獻文集序）

此の條、不の字のあり所、上下の異あれども、さのみ別義なし、

用字格終

昭和九年二月十五日印刷
昭和九年二月二十日發行

— 定價金壹圓五拾錢 —

增訂 唐宋八家文講義 四



編纂者 興文社編輯所

代表者 石川寅吉

印刷者 興文社

代表者 石川寅吉

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地

發行所

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地
振替貯金口座東京一八四四番
電話浪花(84)一四〇・一八四・一八二番

株式會社 興文社

502
11

終

